

《論 文》

スウェーデン救貧連盟とその諸活動 (4)

Svenska Fattigvårdsförbundet and its Activities (4)

石 原 俊 時

要 約

スウェーデン救貧連盟は、1918年の救貧法改革の実現に貢献した有力な圧力団体として注目されてきた。また、その児童福祉に関わる活動も、スウェーデンの児童福祉の発展に重要な役割を果たしたことが知られている。しかし、このように活動の一部に関心が集中する一方で、そもそもこの団体が如何なる課題をもち、どのような活動を展開したのかを検討する作業は十分行われてこなかった。そこで、本稿では、担った課題や活動の展開を万遍なく把握することを通じて、この団体の全体像を明らかにし、それによりこの団体がスウェーデン福祉国家の形成に果たした歴史的役割を解明することを試みることにする。この第4部では、1913年の国民年金の成立と1918年の救貧法改正に至る過程に、この団体がどのように関与し、結果としてそれが組織展開にどのように影響を与えたのかを検討する。

キーワード：スウェーデン、救貧法、スウェーデン救貧連盟、救貧制度、社会保険、国民年金、救済を受ける権利、地方自治体

1. 問題の所在
2. 成立の背景
3. CSA救貧問題調査委員会から救貧連盟へ
 - 1) CSA救貧問題調査委員会
 - 2) 救済を受ける権利
 - 3) 地域における救貧行政の問題点 (以上 80巻1・2号)
 - 4) 国家・地方自治体・民間慈善団体
 - 5) 貧困予防策
 - 6) 子供と浮浪者—救貧受給者の周辺 (以上 81巻2号)
4. 活動の展開 (以上 81巻3号)
5. 救貧連盟と救貧法改正 (以上 本号)
6. 救貧法改正後の展開
7. おわりに

5. 救貧連盟と救貧法改正

1) 国民年金の成立

先に触れた救貧法改正委員会は、1915年に新しい救貧法の法案を含む報告書を政府に提出した。後述するように、それに基づき、1918年に救貧法の改正が行われることとなる。その報告書の冒頭部分で、公的救貧がこれまでほとんど唯一の公的な扶助活動であったが、1913年の国民年金（folkpension）の成立が状況の変化をもたらしたことが指摘されている（Del 1:Avd.2; s.1）。報告書によれば、社会保険は、救貧受給に陥らないための予防活動として位置づけられ、救貧制度に部分的には代替する役割も持った（Del 1:Avd.2; s.9）。しかし、社会保険がさらに発達したとしても、公的救貧はなくなるわけではないのであり、この二つの制度が協力して貧困問題に対応せねばならないことが強調された（Del 1:Avd.2; s.10-13）。それゆえ、1918年の救貧法改正は、単にこれまでの公的救貧のあり方を見直すのみでなく、社会保険を組み込んだ、新たな社会におけるセーフティネットの中に、救貧制度を位置づけなおす意味を持っていた。

そもそも先に見たように、1906年の救貧会議では社会保険が重要なテーマであった。救貧連盟も、社会保険を実現すべき重要な課題の一つとしていた。それゆえ、国民年金の成立は、社会における新たなセーフティネットの枠組構築に関する救貧連盟の構想に、大きな影響を与えていたと想像される。そこで、救貧法改革を検討する前に、救貧連盟が国民年金をどのように把握し、対応したのかについて見ておくこととする。

① 国民年金成立に至る経緯とその概要

先述したように、スウェーデンにおける社会保険の成立過程は、1884年に国会第二院にヘディーン（Adolf Hedin）が労災および老齢年金保険の設立に関する動議を提出したことに始まる。このヘディーン案は労働者を対象とする保険を構想していたのであるが、国会第二院で支配的であった農民勢力が、労働者のために税負担が増えることを嫌い、これに反対したため、否決されてしまった。その後、1884年と91年に調査委員会が成立し、労働者以外を対象とした老齢年金の実現も検討されたが、強制保険が個人の財産処分を侵害するとか、使用者の抛出に対する反対などもあって支持を集めることはなかった。

こうして社会保険の実現は遠のいたように思われた。しかし、20世紀を迎えると、それに対する社会的関心が再燃することとなる。その一つの契機となったのは、元軍人であるラーブ（Gustaf A. Raab）が、全国民を対象とし、在職期間中に原則としてすべての者が保険料を抛出するが、60歳以上の困窮した者（機械的に所得額によって判定）のみが年金を受給するという制度を提唱し、精力的にキャンペーンを展開することにより、広く耳目を集めたことであった。ラーブ案は、広く国民全体を対象とすると同時に、基本的に抛出に財源を依拠するため、課税など社会的な負担が少なく実現できる制度であるとも思われたのである。1906年の救貧会議で社会保険が取り上げられたのは、このような状況を背景にしていた。

こうして1907年に、リンドマン（Arvid Lindman）保守主義政権の下で新たに調査委員会

（Ålderdomsförsäkringskommittén）が選任された。委員長は、王立工科大学（KTH）教授で数学者であったリンドステット（Anders Lindstedt）であり、メンバーには、社会民主党から党首ブランティング（Hjalmar Branting）、保険の専門家であり国会第二院議員のパルメ（Sven Palme）、法律家で第二院議員のオーケルマン（Assar Åkerman）が加わった。後二者は自由統一党（Liberala samlingspartiet）に属していた。委員長リンドステットは、1891年に選任された年金問題の政府調査委員会のメンバーであり、この委員会を任命した内相ハミルトン（Hugo Hamilton）も同調査委員会のメンバーであった。同時期に選任された救貧法改正委員会とは異なり、救貧連盟の関係者の名は見当たらなかった¹⁴⁸。それは、このように旧来からこの問題に従事してきた、専門家と言える者が委員会の中核をなしたためであろう。

1912年11月に、委員会は、法案を含む報告書を提出した。それによると、賃労働者の不安定な生活状況を見るに、国家介入によりそれを緩和する必要性が多くで認識されている。そして、賃労働者が自助のみでは自己を守ることができないことがわかるに従い、国家介入は、もはや不可避となっていた。そして、特に対応しなければならないリスクが、廃疾（invaliditet）と老齢（ålderdom）により働けなくなることなのであった。しかし、それと同時に、社会保険の対象は、賃労働者に限るべきではないと主張された。なぜなら、そのような不安定な生活状況は賃労働者に限らないのである。それゆえ、社会保険は、社会のすべてのメンバーを対象としたものとなるべきであった（Ålderdomsförsäkring, s.20-21）。このようにして、目指すべき社会保険は、老齢年金のみではなく廃疾年金であると同時に、国民年金として位置づけられることとなる。

続いて、報告書は、ドイツの老齢年金やデンマークの高齢者扶助制度など同時期に存在していた海外の諸制度を検討している。ドイツの老齢年金は、老齢ばかりでなく廃疾にも対応するものであるが、主に賃労働者のみに対象を限定していた。そのため、様々な不公正が生じていると指摘された。例えば、その資金には被保険者による拠出ばかりでなく税金も投入されるが、恩恵を受けるのは賃労働者のみである。それに対し、使用者は恩恵を受けないにもかかわらず拠出義務を負っている。さらに女性は、結婚して家庭に入ると対象からはずれることとなる¹⁴⁹。デンマークの高齢者扶助制度については、もっぱら税金によって運営され、困窮であることを確認した上で援助を与える制度であり、拠出と受給の間につながりがなく、救貧制度との差は大きくない。また、自治体の判断により給付のあり方が異なり、自治体間でも個別ケース間でも明確に公平性を主張できないといった問題が指摘された¹⁵⁰。

このように海外の諸制度をも検討した結果、委員会が提唱したのが、賃労働者のみでなく、農民・自営業者、さらには職についていない専業主婦など女性も含めた、全国民を対象とした国民年金であった。そしてそれは、積み立て方式である拠出型の年金とミーンズテストを前提とした無拠出の付加年金（tilläggs pension）の組み合わせからなるものであった。そして政府は、この委員会案に基づく政府案を議会に提出し、議会での審議が始まった。その結果、翌年5月に国民年金が成立することとなる。基本的には、委員会案の骨子はそれらの過程を通じて維持された。成立した国民年金制度の概要は、以下の通りであった（国民年金法の条文は、SFS 1913:120による）。

- ・保険料は16歳から66歳まで拠出する義務を負った（5§）。保険料は年収によって4つのクラスに分けられ、最低クラスの年収500クローネ未満の場合には3クローネで、最高クラスの年収1,200クローネ以上で13クローネであった（4§）。受給は67歳¹⁵¹からで、拠出型の年金の支給額は、男性の場合は年に拠出総額の30%、女性の場合は24%であった（6§）。
- ・付加年金は、年収が男性の場合300クローネ以下、女性の場合280クローネ以下の際に受給しえた。最高で男性では150クローネ、女性では140クローネを受け取れ、受給額は収入により減額された。付加年金の受給はあくまでも本人の収入のみが基準であり、家族・係累からの援助（扶養）は考慮されなかった（6§）。
- ・15歳以上で、働くことができなくなった（廃疾invalid）など何か合理的な理由で拠出できなかった者も付加年金を受給する権利を持った。給付条件は他と同じである（2§）。
- ・保険料は税と共に徴収され、給付は郵便局（postverket）を通じて交付された（13, 32§§）。
- ・拠出型年金のコストは、被保険者の拠出（保険料）と保険基金の運用利益によって賄われることとされた。無拠出である付加年金の場合、コストの4分の3は国家、8分の1はランスタイング、残りの8分の1を自治体が負担することとなった（10§）。国家負担は、年3百万クローネ以上となると見積もられた。それについては、政府は、当面、ノルボッテン（Norrbotten）の鉱石輸出の増加、独占化にともなうタバコ税の導入、所得・財産税の導入などによって資金を賄っていくことを提案している¹⁵²。
- ・老齢年金を統括する機関として、中央に年金局（pensionsstyrelse）、各自治体に年金委員会（kommunala pensionsnämnden）が設置された。後者の委員長は、県（länsstyrelse）が選任し、メンバーは自治体議会が選任した（19-22§§）。また、自治体の年金委員会の会議には、年金局の代表も出席することになっていた。年金受給の資格を持つ者は年金委員会に申請し、そこで審査が行われ、それをパスして初めて受給できることとなる（29, 30§§）。
- ・移行規定（övergångsbestämmelser）として、国民年金法発効は1914年1月1日となるが、1914年以前に67歳となった者には受給資格はないことが定められた。15歳以上であった廃疾者も同様であった（37§）。

こうして成立した国民年金は、世界で初めての国民年金とされる。確かに、労働者のみでなく全国民を対象とすることを標榜したことは、この年金制度の大きな特徴の一つであった¹⁵³。また、拠出型の年金と無拠出の付加年金という二重の構造を持つことも大きな特徴点であった。元来、老齢年金制度は救貧受給になるべく陥らないようにすることが目的とされた。拠出型の部分により拠出に比例して給付を得ることとなり、社会保険の保険としての性格が強調され、国民に自助を促す効果が期待されると同時に、付加年金により給付額の少なさを補い、高齢者に確固たる経済的基盤を与え、救貧に頼ることなく尊厳ある（värdigare）生活を可能とすることが意図されたのである¹⁵⁴。

しかし、低所得者でも負担できる保険料を考えると、拠出型年金の給付水準は低かった。そのような中で、ドイツの老齢年金のように、使用者の拠出義務を定めることも選択肢として存

在し、それを主張する意見も強かった。けれども対象となる国民には、農民や手工業者、さらには農民など自営業者が多数存在し、彼らの多くが拠出を免れることとなるので、彼らと使用者の間で不公平が生じることになるとの議論から、それは見送られた。国民年金としての性格が、使用者の拠出を妨げたと見えよう（Ålderdomsförsäkring, s.54-60）。

そのため拠出型年金の給付水準の低さを、付加年金によって補完しようとしたわけである。上に述べたように、この年金保険の課題は、救貧や慈善に頼らざるを得ない者をなるべくそれへの依存から脱却させ、彼らに尊厳ある生活を実現させることに置かれたため、被保険者の拠出金もあるので、付加年金への税金の投入額は、高齢者や廃疾者に対する民間慈善及び公的救貧のコストの総額を超えないものと見積もられた（Ålderdomsförsäkring, s.70）。言い換えれば、給付水準はそれまでの公的救貧制度を大きく上回ることは意図されていなかった。実際には、国民年金に関する古典的な研究で知られるエルメールによれば、1914年の平均年金受給額（拠出年金+付加年金）は55.50クローネと推計された¹⁵⁵。それに対し、生活すべてを救貧受給に頼る場合、その救貧支給額の全国平均は、178クローネであった¹⁵⁶。それゆえ、年金受給により救貧に頼らないですむようになった者はわずかであった。少しでも救貧受給者を減少させ、自治体の救貧負担を軽減することが現実の課題であったのであったと言えよう。

一方、救貧制度は、自治体の財源によって支えられてきたのであるが、先に見たように、地域によってその税負担が大きく異なることが問題となっていた。しかし、付加年金によってそうした負担の不公平が是正されることが見込まれた。すなわち、国民年金は、なるべく多くの高齢者（あるいは廃疾者）により尊厳ある生活を提供することを課題としたのみならず、無拠出部分を主に国税で負担することによって、地方自治体の負担を軽減すると同時に、その衡平化を進めることも期待されたのである（Ålderdomsförsäkring, s.71）。

では、こうした国民年金に対し、救貧連盟は、如何なる態度を取ったのであろうか。

② 救貧連盟と国民年金

国民年金は、保守政権の際に法案作成のための委員会が選任され、自由主義（Karl Staaff）政権の下でそれによる法案が提出され、議会で審議されたように、党派を超えて実現すべき課題とされた。実際、法案は、議会では幅広い支持を集め、大多数の賛成を得て採択された¹⁵⁷。それに対し、反対した少数派勢力の中心的存在として、救貧連盟があった。それでは救貧連盟が国民年金の何を問題にしたのであろうか。

政府は委員会から報告書を受け取ると、1913年1月早々に関係部局や専門家などにそれについての意見書（レミス）提出を要請した。救貧連盟では、1月7日の執行委員会でこの問題を取り上げ、意見書作成作業に合わせ、理事会会議が予定されている2月3日に、この問題をめぐる討論会を急遽開催することを決定した（AU 7/1 1913, §1, 2）。また、国民年金法案に関する様々な意見をパンフレットとして公刊することも検討され、執筆者としてまずパウリ（Ebba Pauli）に白羽の矢が立てられた¹⁵⁸。さらに、1月31日の執行委員会の会議では、討論会にむけて様々な論点がまとめられた（AU 31/1 1913, §3）。

こうして『社会時報』や『救貧連盟時報』でこの問題を論じる論説が多数掲載され¹⁵⁹、議論が喚起される中で、予定通り2月3日に大規模な会議が開催された。当初会議は、12時から法案作成委員会委員であるパルメによる法案の概要説明で開始されることになっていたが、本人の海外出張のため取りやめられた。代わってフォン・コック (G.H. von Koch) が、政府調査委員会委員長リンドステットの作成したパンフレットに拠りつつ法案の概要を説明した。それに続いて休憩や討論を挟みつつ16時まで、経済学の観点からクヌート・ヴィクセル (Knut Wicksell)、社会政策の観点からヤコブ・ペッターション (Jacob Pettersson)、救貧の観点からゲルトルート・アブ・クリントベリイ (Gertrud af Klintberg) の講演が行われた。それから夕食を挟んで夜半まで討論が続けられることとなった¹⁶⁰。

ヴィクセルが年金法案で何より問題としたのは、当面は、年金の受給資格者が少なく、拠出が給付を大きく上回る事が予想されているため、拠出により基金が形成されるにしたいが、社会において資本の形成力が奪われることであった。その危険は、付加年金の財源が主に国税や自治体税に求められていることにより増大することとなる。こうした危惧の背景には、これまで経済発展を支えてきた鉱山や森林などの天然資源に限りがあることが予想されるため、スウェーデン経済に対して悲観的な見通しを持っていたことがあった (Förhandlingar-PF, s.9-11)。一方、ヴィクセルは、十分な給付水準を実現するため、使用者も拠出すべきと主張した。彼によれば、その負担は、結局は賃金に転嫁されることになるのである (Förhandlingar-PF, s.12-15)。

次のペッターションの講演は、法案をある程度評価するものであった。何より安上がりな制度であり、国家・コミュンに過度な負担がかからず、保険料も低く、貧しい者の支払い能力にも配慮されていた。また、老齢に至らずとも、労働能力が無くなった時点で給付を受けられることも評価できた。これは現役世代への配慮と見なされた。さらに、拠出額をいくつかのクラスに分け、社会の様々なグループに対応しようとしていることもメリットとして指摘された (Förhandlingar-PF, s.17-18)。

しかしながら、法案には見過ごせない欠点が存在した。第一に、あまりにも給付水準が低いことである。先に見たように、平均受給金額は、拠出型年金と付加年金を合わせても通常50クローネ程度にしかならないと見積もられるのである。それゆえ、ヴィクセルが主張したように、使用者の拠出により資金を補うことも検討すべきであった (Förhandlingar-PF, s.24-25)。第二に、労働能力の喪失に対する予防の観点が見えにくいことである。これに対し、同時期に検討されていたノルウェーの法案には、予防のための施設建設などこうした観点が見受けられたのである (Förhandlingar-PF, s.25-26)。第三に、女性の給付額が男性よりも低いということである。これは、法案を作成した委員会によれば、女性の方が男性よりも長生きし、労働能力喪失も早く現れる傾向にあることによる (Ålderdomsförsäkring, s.79-81)。しかし、それは連帯の精神に反することであると主張された。もし、平均年齢によって年金支給額が左右されるのならば、工業労働者のほうが農業労働者よりも高く、未婚者のほうが既婚者よりも高くなければならないのである (Förhandlingar-PF, s.26)。

さらに、最大の難点であるのが、付加年金の比重が高く、そもそもそれが拠出に見合う給付

という形をとらない点で社会保険とは言えないことであった。確かに社会保険として受給することは、救済される権利の確立という観点から見れば前進とも言える。しかし、付加年金は、ニーズを判定して給付するという点では、社会保険というよりも救貧に近い。しかも、救貧制度よりも以下の点で劣っている。第一に、収入の多寡しか配慮せず、給付も現金給付のみで、ニーズの多様性を無視した一律のものであることである。第二に、給付してからそれが適当に使用されたかどうかをコントロールする手立てを持たない。それゆえ、拠出型保険の給付額よりもこのような性格をもつ付加年金の給付額のほうが多いと予想される状況では、折角の社会保険の利点が一層損なわれることとなるのである¹⁶¹。

最後のアブ・クリントベリィの講演は、無拠出の付加年金部分に注目して、この社会保険が救貧に代替するものではないことを、次の2点から主張している。第一は、ペッターションと同様に、「救貧法はニーズに応じて救済を与えていたが、この社会保険は所得が足りない者に一定額の給付を与える仕組み」に過ぎないと判断される点である（Förhandlingar-PF, s.33, 35）。第二に、拠出型の部分を加えても、給付水準の低さから、結局は救貧に頼らざるを得ない者が多数出ることが予想される点である（Förhandlingar-PF, s.34）。それゆえ、社会保険と救貧制度が相互補完的な関係を構築するためには、それぞれの役割が明確に分かれている必要があるが、付加年金の存在はそれを困難とするのである。この点もペッターションと同様の指摘であると考えられる。しかし、彼女が特に問題にしたのは、年金給付における女性の不当な位置づけであった。委員会が60歳以下で労働不能（廃疾）となる確率は男性よりも女性の方が50%多いと主張しているのは、女性が多くの子供を抱え、働くことができるのにできない場合も含んでのことであると考えられる¹⁶²。女性のほうが長生きという議論も、確かに都市の未婚の男性の死亡率は女性よりも高いが、農村では既婚男性のほうが女性より長生きするというデータも存在し、そもそも長生きすることで罰を受けるのはおかしい。性による区別をやめ、万人の相互的連帯（*allas inbördes solidaritet*）を目指すべきであるというのが彼女の結論であった（Förhandlingar-PF, s.38）。

講演に続く討論でも、付加年金の非保険的性格が特に問題にされ、男女で給付額が差別されることが批判された。結局、救貧連盟は、以下のような意見書を提出することとなる¹⁶³。

第一に、社会保険と叫ぶつつ、保険というより扶助（*understöd*）の性格が強いと判断される。関連して、予防の観点を持っていない。労働不能となる者を増やさない予防策が組み込まれていなければ、保険のコストがむやみに増大することにつながるのである。また、自助を促すことになっていない。収入が増えれば、付加年金の給付額が減るのである。貯蓄を促す要素もない。特に、受給資格に「廃疾（*invaliditet*）」があるが、その概念があいまいである。子育てをする母親がやむなく労働不能である証明を得る場合もあるし、アルコール中毒者も現時点ではこの範疇に入れられてしまう。あいまいさゆえに、概して収入が不足している者が、何とか労働不能である証明を得て付加年金を獲得しようとすることを促進しかねない。また、救貧と異なり、現金でのみの給付を考え、年金受給者をどのようにコントロールするかに配慮しないことも問題であった（SFFT 1913:1-2:48-50）。

第二に、第一の点と関連して救貧との関係が不明確であることである。給付水準が低く、結局は救貧で引き受けなければならない者が多く発生することが予想される。そもそも現金給付のみでなくケアを必要とする場合は、救貧に代替できない。多くのものが両方を受給する状況の中で、救貧制度と年金制度の間の境界は一層曖昧となるであろう（SFFT 1913:1-2:51-54）。

第三に、地方自治体の負担の軽減あるいは自治体間における負担の不公平の是正といっても、それがどこまで実現されるか不確かであることである。自体も付加年金制度の維持に一定の負担を余儀なくされる。また、給付水準の不十分さは、なお救貧への依存が軽減しないことにもつながる。救貧の依存度は地域によっても異なるであろう。さらに、各自治体に年金委員会が設置されるため、新たに行政コストがかかることになるのである（SFFT 1913:1-2:56-58）。

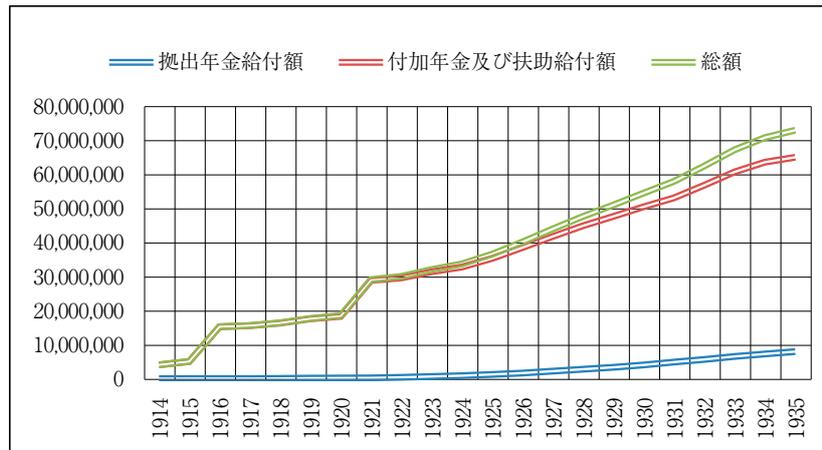
第四に、拠出型保険の部分については、これまで見た議論のように、男女で給付額が異なることが問題である（SFFT 1913:1-2:59）。

こうして救貧連盟は、特に最初の二つの問題を重視し、結論部分で、社会保険と救貧の混在はカオスを生み出すこととなるのであり、純粋な社会保険の実現を希望するとして意見書をまとめた。

しかし、先に触れたように、結局は救貧連盟などの反対にもかかわらず国民年金法は成立した¹⁶⁴。救貧連盟は、『救貧連盟時報』で、なお国民年金制度に対する不満を表明した。しかし、法案に対する反対が、いくつかの修正につながり、それにより貯蓄や勤労意欲への配慮が実現し、受給に際して「それに相応しい資質 (värdighet)」が要求されるようになったことを評価した¹⁶⁵。そして最終的には、国民年金が社会政策に前進をもたらしたことは確かであると認めた。救貧連盟は、そもそも社会保険そのものに反対しているわけではなく、その存在は将来の社会保障体系に不可欠と考えていたのである。それゆえ、救貧法改正を間近に控える中、現行の国民年金を前提として、国民年金と救貧制度の相互的な協力を可能にしていくことが次の課題となるとした（SFFT 1913:3:111）。

ところで、実際において国民年金の導入がどのような意味を持ったのかを把握するために、その給付状況を見るのが手掛かりとなるであろう。図1は、ひとまずの目安として、次に年金制度が改革される30年代半ばまでの年金支給の動向をまとめたものである。それを見ると、拠出型年金は制度的成熟を迎えていったはずなのであるが、総支給額は相対的に低いままであった。年金支給の中心部分を一貫して付加年金が占めたといえるであろう。しかも、成立過程でも問題にされたように、両者を合わせても給付水準は低く、表1に見るように、救貧受給者数の明確な減少は起らなかった。特に第一次世界大戦中及び戦後のインフレ期には、給付額の実質的価値の減少が強く認識された。そのため、1919年より各自治体は、独自に補助年金 (pensionstillskott) をニーズに応じて支給できるようになった¹⁶⁶。アクセル・ヒルシュは、『救貧連盟時報』に1909年のイギリスの救貧法委員会報告書についてレポートしているが、救貧制度廃止を求める少数派報告を非現実的な提案と評価している（SFFT 1909:1:12-13）。当時のスウェーデンでは、恐らくイギリスよりも社会保険による救貧制度の代替は非現実な展望であり、そのうえ救貧連盟にとっては、成立した社会保険、特に付加年金制度は、貧民の自立化を促す救貧制度の機能に悪影響を及ぼしうる存在であった。

第1図 国民年金の支給額（SKR）



（各年度の Statistisk årsbok för Sverige の Allmänna pensionsförsäkring の項目より作成）

第1表 救貧受給者の推移

列1	都市救貧受給者	列2	農村救貧受給者	列3	全国での救貧受給者	列4
年	人数(人)	人口比(%)	人数(人)	人口比(%)	人数(人)	人口比(%)
1910	90,912	6.51	146,006	3.58	236,918	4.29
1911	94,203	6.38	144,661	3.54	238,864	4.29
1912	97,654	6.50	146,361	3.57	244,015	4.35
1913	102,354	6.57	143,907	3.53	246,261	4.37
1914	107,001	6.72	144,849	3.54	251,850	4.48
1915	112,338	6.94	149,916	3.66	262,254	4.59
1916	110,984	6.58	144,574	3.55	255,558	4.44
1917	115,596	7.02	143,067	3.44	258,663	4.46
1918	114,485	6.91	140,973	3.39	255,458	4.39
1920	101,475	5.82	139,853	3.36	241,328	4.09
1921	106,035	6.02	147,047	3.51	253,078	4.25
1922	115,917	6.39	158,179	3.79	274,096	4.58
1923	117,506	6.44	299,591	4.35	299,591	4.99
1924	120,313	6.51	186,274	6.51	306,587	5.08
1925	131,437	7.07	193,519	4.61	324,956	5.37
1926	127,508	6.76	189,904	4.54	317,412	5.28
1927	130,375	6.81	197,778	4.74	328,153	5.39
1928	133,789	6.89	208,054	5.00	341,843	5.60
1929	135,356	6.87	210,832	5.08	346,188	5.66
1930	140,648	7.05	217,029	5.23	357,677	5.82
1931	169,933	8.35	256,153	6.21	426,086	6.91
1932	215,701	10.48	308,100	7.45	523,801	8.46
1933	249,418	12.08	342,750	8.28	592,168	9.53
1934	225,287	10.72	329,249	7.97	554,536	8.90
1935	207,690	9.72	328,894	8.00	536,584	8.59

（各年度の Statistisk årsbok för Sverige の Fattigvård の項目より作成）

こうして救貧連盟は、国民年金がどのように運用されているかを見守り、その問題点を告発しつづけた。例えば、移行規定により、発効時に67歳以上の者などが受給対象から除外されたのだが、多くの者が年金制度の恩恵に与っていない状況を問題視した（SFFT 1915:1:29）。また、補助年金が、自治体で実際にどのように与えられているかを調査した（SFFT 1920:6:143; SFFT 1921:1-2:6-9）。しかし、とりわけ重視したのは、やはり救貧との境界が不明確な点であった。実際、付加年金を得ても給付水準が低く、付加年金と救貧を同時に受給することがめづらしくなかったのである。特に地域での補助年金支給を救貧委員会が管轄したため、国民年金は一層救貧と同一視されがちとなった。また、地域の年金行政は円滑に機能しているとはいえ、付加年金の申請から受給まで時間がかかるため、申請者は少なくとも受給までは救貧に依存することを余儀なくされていた。その他の点でも、地域において年金委員会と救貧委員会の連携もうまく機能していないことが多く、行政の無駄が生じていた¹⁶⁷。こうした状況に対し、1924年にイエーテボリイ（Göteborg）で開催された救貧コンファレンスで、経済学者であるバッゲ（Gästa Bagge）が、付加年金を救貧と同じ行政機関の管轄に組み込む改革案を提起した。しかし、それは年金と救貧の境をさらに不明確にする恐れがあり、おいそれと賛成できないものであった（ÅB 1924:3; SFFT 1924:1:16）。このように、救貧連盟にとって、年金制度と救貧制度の望ましい関係の構築は、未解決の課題であり続けたのである¹⁶⁸。

2) 救貧法改正

① 救貧法改正案の提出

先に触れたように、1907年に救貧法改正委員会が選任された。救貧連盟から、理事長ヴィデン（Johan Widén）が委員長として参加した他、高等裁判所判事リンデッシュ（Jacob Linders）、ストックホルムの救貧監督官リンドブロム（Albin Lindblom）、パウリがメンバーに加わった。委員会は全部で7人からなり、救貧連盟の会員ではない委員は、高等行政裁判所判事ボーディン（Oscar Bodin）、国会第二院議員マグヌソン（Ernst O. Magnusson）、第一院議員ビョクルンド（Olof Björklund）のみであった。この委員会は、1915年2月に4部構成（法案・その解説およびそれへの留保意見、救貧の歴史、統計、諸外国の制度）で3冊からなる報告書を政府に提出した。その後、救貧問題の管轄官庁である農務省が各関係官庁・機関・団体に意見書の提出を求めた。こうして、この委員会案をめぐる各所で議論が展開され、救貧法改正はようやく最終段階を迎えることとなった。

以下では、いくつかの論点から救貧法改正委員会の作成した法案の内容を検討することとする。次の表に見るように、法案の構成は、1871年の救貧法のそれから大きく変わった。

1871年救貧法	法案	1918年救貧法
1 Kap. 一般規定（1-5§§）	1 Kap. 公的救貧と個人の扶養義務（1-4§§）	1 Kap. 公的救貧と個人の扶養義務（1-4§§）
2 Kap. 救貧行政単位（6-9§§）	2 Kap. 救貧行政単位（5-8§§）	2 Kap. 救貧行政単位（5-8§§）
3 Kap. 救貧委員会（10-21§§）	3 Kap. 救貧委員会（9-22§§）	3 Kap. 救貧委員会（9-22§§）
4 Kap. 扶助籍権と施された救貧への代償（23-32§§）	4 Kap. 申請と実施（23-38§§）	4 Kap. 申請と実施（23-38§§）
5 Kap. 救貧への補助（33-34§§）	5 Kap. 救貧への補助（39-42§§）	5 Kap. 救貧への補助（39-42§§）
	6 Kap. コミューンの救貧に対する監督（43-44§§）	6 Kap. コミューンの救貧に対する監督（43-44§§）
	7 Kap. 扶助籍権（45-49§§）	7 Kap. 扶助籍権（45-49§§）
	8 Kap. 救貧行政単位相互間の代償義務と国家による救貧の補完（50-63§§）	8 Kap. 救貧行政単位相互間の代償義務と国家による救貧の補完（50-61§§）
6 Kap. 救貧行政単位の救貧受給者に対する権利および乞食について（35-45§§）	9 Kap. 救貧行政単位の救貧受給者と扶養義務者に対する権利（64-79§§）	9 Kap. 救貧行政単位の救貧受給者と扶養義務者に対する権利（62-77§§）
7 Kap. 救貧の決定に対する不服（46-49§§）	10 Kap. 不服申し立てとその扱い（80-86§§）	10 Kap. 不服申し立てとその扱い（78-85§§）
8 Kap. 移行規定（51§）	11 Kap. 移行規定（87-92§§）	11 Kap. 移行規定（86-92§§）

救済される権利の確立

報告書によれば、まず取り上げられるべき改正点は、救済される権利の確立と救済対象の拡大であった。かつて公的救貧は、恩寵の賜物（barmhärtighetsverk）と捉えられ、社会の善意に基づき救済がなされていた。しかし、19世紀に入り、次第に救貧は社会の義務であるとの認識が広まり、1847年や53年の救貧法では、誰もが救済を受ける権利をもつことが認められることとなる。しかし、1871年の救貧法が、再び権利から恩寵への逆戻りをもたらした。これに対し、救貧法改正員会は、新たな救貧法を、「救貧は、国家が、それを必要とするメンバーに保障するものであり、彼らに備わった権利として要求されるべきものである」という原則に基づくべきと考えた（Del 1:Avd. 2, s.19-20）。そうした救済される権利は、法案第1章でその範囲が定められた。

そこでは、1871年の救貧法から義務的（obligatorisk）救貧と自発的（frivillig）救貧の区分が踏襲された。まず前者については、第1条で「年少、あるいは高齢・疾病またはその他の理由で自己の労働で生活できず、生活を支える財産も持たない者は、他からの援助でその必要性が満たされない場合、社会から救貧を、この法で定めるような形で受給する。救貧として、必要とされる援助や望まれるケア、年少者には養育も与えられる。年少者とは、この法では15歳以下の者をいう」（1§）と定められた。「その他の理由で」とあるのは、実際には多様な理由で困窮が起り得るため、如何なる困窮でも救済の対象となることが意図された。何より実際の状況が問題なのであり、労働能力が多少あったとしても、扶養義務者がいたとしても、現実に困窮

が起こっている場合には、救済の対象となることを意味した (Del 1:Avd.2, s.28-29)。なお、対象となる年少者を15歳以下とするのは、1871年法と同様であった。また、報告書によれば、このように労働能力のある者も対象になりうるとはいえ、失業者は対象とはならない。失業者は、あくまで救貧とは別の枠組で対応されるべきなのである (Del 1:Avd.2, s.28; Linders 1918, s.3)。

それに対し、自発的救貧は、「第1条で定められた場合以外でも、救貧行政単位はその救貧委員会が認めたならば、救貧を実施しうる」(2§)と規定されたように、義務的救貧の対象と認められない場合でも、地方自治体が地域社会の状況に応じてその裁量で行い得る救貧の形態である。特に、民間慈善はどの地域でも一様に発達しているわけではないので、それとの分業関係は地域によって異なる。それゆえ、この規定は、民間慈善の領域と公的救貧の領域との間の隙間を何とか埋める工夫であるともいえた (Del 1:Avd.2, s.36)。

一方、救済を受ける権利を実質化するための手段として、1871年法で廃止された不服申し立て権の条項が、第10章として再び盛り込まれた。自治体の救貧委員会の決定に不服がある場合には、県知事に申し立てることができるのである (80§)。

また、第9章は救貧行政単位が救貧受給者に対してもつ権利を定めた部分であるが、そこでは救済の権利における「権利」の性格に関わることも規定されていることが注目される。例えば、従来の救貧法と異なり、法案では、救貧受給者が救貧委員会の家父長権 (husbondevärde) の下に入るとの規定が廃された。委員会によれば、家父長権という言葉は、時代遅れの家父長的雇用関係法 (legostadgan) に見るような日常生活全般にわたる広範な従属関係を連想させるもので、救貧行政当局と救貧受給者との関係に不適切な印象を与えるのである (Del 1:Avd.2, s.381)。また、救貧受給者の自己決定権に不当な介入がなされる恐れから、救貧行政当局が成人に対する後見権 (målsmansrätt) をもつという現行規定も否定した (Del 1:Avd.2, s.411)。

同時に救貧法改正委員会は、規律を守らせるための手段として家父長権を振り回すのではなく、明確な規則を設定することの重要性を強調した。その上で、救貧委員会の監督 (tillsyn) の下に置かれるという条項が設けられることとなる (71, 72§§)。ちなみに報告書第1部には、法案と併せて、自治体の救貧規則案・救貧施設規則案が掲載されている。例えば、県の労働施設についての規則案の10条から19条までは、就労義務とそれに違反した場合の対応など、施設内で収容されている者がどのように扱われるべきかを定めた部分となっている (Del 1:Avd.1, s.73-75)。規則は、救貧受給者の主体性を認め、一定のルールが課せられるものの、その枠内での行動の自由・自己決定を許容していくものであると同時に、救貧委員会の恣意的で理不尽な扱いを排していくことを意味した (Del 1:Avd.2, s.380-82, 392-94)。そこに、CSAの救貧問題調査委員会や救貧会議などで課題とされた救貧受給者の「市民化」の方向性が見て取れる。ここでは、救貧受給者は、自立した「市民」であると同時に、教育され自活・自立を促される対象として見なされていたことが喚起されるべきであろう。救貧委員会による「監督」とは、そうした二面性の存在を表していた。

これに関連して注目されるべきなのは、救貧法改正委員会が、補足として選挙権の問題にも言及していることであろう。選挙権の規定は、国会法 (Riksdagsordning, §16 6) で定められてい

るのであるが、救貧受給者は選挙権を持っていないこととなっていた。しかし、1909年の選挙権改革（男子普通選挙権の成立）の際にもその見直しが議論され、1912年には、一時的ではなく慢性的に救貧に依存する者以外には選挙権を認めるべきであるとの動議が議会に提出された。しかも、国会第二院では可決されたが、第一院で否決されたのである。このような状況を踏まえ、救貧法改正委員会は、この問題に対し調査し提案する権限を持たないが、現行規定の改正を強く求めるとの姿勢を表明し、この問題の解決を将来に期待した（“Tillägg. Om fattigvård och politisk rösträtt”, Del 1:Avd.2, s.439-42）。

関連して注目されるべきなのは、第9章で、救貧受給を救貧行政当局による貸付（lån）と見なす見方が強調されたことである（64§）。委員会によれば、このような考え方は、かつて救貧が恩寵として捉えられていた時には存在しなかったものであり、それが現れたのは、大衆貧困状況の中で1837年に選任された政府救貧問題調査委員会（fattigvårdskommittén）の報告書が初めてであった。しかし、1847年や53年の救貧法では明確にはされず、1871年の救貧法でやっとその原則が条文に盛り込まれたのである（Del 1:Avd.2, s.356-57）。

とはいえ、1871年の救貧法では、扶養義務放棄によって救貧に妻子が頼らざるを得なくなった場合、扶養義務放棄者への代償請求を行うという脈絡での議論が主であった。これに対し、法案では、通常の救貧受給者の場合も、救貧による救済は恩寵ではないということを鮮明に打ち出すために、この原則がさらに強調されることとなった。例えば、救貧法改正委員会は、従来の救貧法では返済のルールが定められていなかったことを問題にし、それを明確にすることに取り組んだのである（Del 1:Avd.2, s.360）。例えば、例外規定が挙げられる。扶養義務放棄者を含め、債務を支払うと生活できなくなるような状況で債務履行を請求されるべきでないことが確認された（67§）。また、年少者への救済に対しては、返済は軽減された（65§ 1mom）。さらに、災害時の救済は債務と見なされるべきではなかった（66§）。加えて、一時的ではなく恒久的に救済を受ける救貧受給者が財産を持つ場合、それを救貧行政当局が救済費用に充てることができることも定められた（64§）。

もちろん、このように救貧受給＝債務の考え方を強調したのは、何も財政的な観点からのことではなかった。1907年の統計を見ると、救貧を受給した者が代償として支払った額は、救貧支出に対しわずか1.67%であった。むしろ、委員会によれば、民衆教育（folkuppfostran）の観点が重要であった。「市民」は自立しているものであり、それが困難となる場合は社会から債務を負って危機を乗り越える必要があるが、再び自立をすればその債務を返済することは当然となる。救貧受給を債務として捉えることは、市民の自立（自助）の原則を社会全体に浸透させていくことにつながるのである（Del 1:Avd.2, s.356-59）。

扶養義務と扶養義務放棄者

法案第1章において、義務的救貧と自発的救貧を定めた第1条・第2条に続く第3条と4条は扶養義務を定めたものであった。第3条は親の子ども、夫の妻に対する扶養義務など、家族関係における扶養義務の存在が確認された。第4条は雇用契約上の扶養義務で、それが規定さ

れている場合、主人 (husbonde)・使用者は、奉公人や労働者に対し生活の維持を図る義務があるとされた。このようにこの二つの条項は公的救貧の対象の範囲を扶養義務との関係で定めた部分といえよう。つまり、社会は、頼るべき者（扶養義務をもつ者）が存在しない場合にのみ、救済をするのである。それは、権利としての救済権の確立が、扶養義務の履行を前提とすることを意味した¹⁶⁹。

法案は、このような原則の徹底を打ち出した。それゆえ、法案の第9章の重点は、通常の救貧受給者に対する代償請求よりも、むしろ扶養義務放棄者の問題に関わる部分に置かれた。扶養義務放棄者に如何にその義務を果たさせるかが、より重要な課題となったのである。先に見たように、CSAの救貧問題調査委員会や救貧会議でも、扶養義務放棄者への対応が不十分であり、その取り締まりに効果を発揮していないことが深刻な問題と見なされた。そこでは、扶養義務放棄者に強制労働を課するための手続きを司法手続きではなく、浮浪者と同様な行政手続きにすることで、対応を迅速化することや、扶養義務放棄が現状では社会に対する一種の債務として考えられていたのに対し、犯罪と見なし、それに対する対応を刑罰と把握することなどが提案されていた（石原 2017a, 54-55頁）。

それに対し救貧法改正委員会は、刑罰化に反対の立場を取った。刑罰化することで強制労働など厳罰を容易に課することができるようになるのであるが、ドイツの例に見るように、強制労働は必ずしも彼らの更生に有効ではないし、きちんと順序を追って最終的に強制労働を課するのではなく、早い段階から安易に強制労働を課すようになり、むしろ更生して扶養義務を果たすようになる可能性をつぶす可能性があった。あくまで目指すべきなのは、なるべく多くの者が自活し義務を果たすようになることであり、刑罰化は最善の策とは言えないのである。それゆえ、扶養義務放棄者は、本来の義務である扶養を怠ったことにより、妻子が救貧受給を余儀なくされたのだが、それによって生じた救貧費用を債務として負った債務者として、あくまで扱われるべきであった。その上で、明確な手続きを定め、本人が自立し、扶養義務を果たしていく可能性を探りつつ、強制労働を課すまで段階をおって対応することが重視されたのである（Del 1:Avd.2, s. 398-400）。

まずは、自治体において養育費（返済額）の額が設定される（66§）。その際には、扶養される権利をもつ者のニーズのみならず、扶養義務者の支払い能力が加味されることとなり、さらにその水準は、通常の救貧受給の水準を上回らないものとされた（Del 1:Avd.2, s.374-75）。この段階ではまた、救貧法とは別に提案した法律により、給与よりの天引きを可能にし、さらに扶養義務放棄者の移民禁止の措置の導入が想定された¹⁷⁰。

それでも効果がない場合は、自治体の救貧決定への不服申し立てや自治体間での代償をめぐる係争と同様に、案件は、県知事に持ち込まれることとなる（69§）。そこで審議の上、救貧施設へ収容され、労働を課せられた（72§ 2mom）。そこでは、救貧行政当局の監督の下に置かれ、定められたルールに従って生活することになる（71§）。この段階に至れば、扶養義務放棄者は、労働能力のある救貧受給者と同等の存在として扱われるようになったと言えよう。従来の救貧法では、この段階では救貧行政当局の家父長権の下に置かれることとなったのであ

るが、法案で通常の救貧受給者の扱いの改正が求められたのに対応し、その監督の下ということとなったのである。もちろん、そこでの労働で妻子の救貧費用を賄うことができれば施設を出ることができる（75§）し、自活する意欲を示し、その能力があると認められた場合は、そこから解放されえた（74§ 1mom）。しかし、反抗的でルールに従わない場合は、改めて案件は県知事に持ち込まれ、警告（varning）が発せられる（76§）。それでも改善されないようであったなら、強制労働施設で1か月から6ヶ月の強制労働を課されることとなる（77§）。その段階で、労働能力の減退等のため強制労働施設への収容が不適当と判断されれば、県の刑務所（länsfängelse）や留置所（kronohäkte）に送られることもあり得るとされた（78§）。

救貧委員会と救貧行政の拡充

法案では、救貧行政の内容がより詳細に規定され、その改善が意図されたと同時に、救貧行政の担い手である救貧委員会の拡充が図られた。

まず法案第2章で、救貧行政単位（fattigvårdssamhälle）は自治体（コミューン）であることが明確にされた。ただし、小規模な農村などは、複数で一つの救貧行政単位を構成しても良いとされた（5, 6§§）。これは、自治体をさらに細かく分割したローテ（rote）制を認めないことにより、救貧行政単位にある一定度の大きさを確保することも意味した。同時に、各救貧行政単位には、必ず救貧委員会が設置されることが義務づけられた（9§）。地方議会の議員が片手間に行うような任務ではないことが明確にされたと言えよう。さらに、救貧行政単位は、明確なルールを定めて運営されなければならないことも規定された。そのルールは、県知事によって審査・承認されるべきものであった（8§）。先に触れたように、法案には、通常の規模の自治体（都市および農村）と大規模な自治体（都市）に分けて、このルールのひな型（Normalreglemente n:o 1.2）が添えられている¹⁷¹。

第3章は、救貧委員会について扱っている。第10条では、その任務が詳細に規定された。救済を与えるか否か、どのような救済を行うかどうかを決定するだけでなく、救貧行政の財政も扱うことが定められた。それゆえ、誰にどのような救済を施したのかを記録し報告するのみでなく、毎年の収支をまとめ、翌年度の予算を作成する義務や救貧統計を報告する義務も与えられた。加えて救貧行政の合目的な運営に必要な措置も随時行うことなども求められた（10§）。さらに、定期的に会議を開き、あるいは必要とあれば臨時に会議を開催することも定められた。委員は1人1票を持ち、半数以上の反対があれば決議はなされなかった。3人からなる委員会では全員の賛成が前提とされた（15§）。また、その会議での議論は常にプロトコールに記録されることも義務づけられた（16§; Del 1:Avd.2,s.71-72, 90-91）。

救貧委員会の委員及び補助委員（suppleanter）は、現行通り、自治体議会によって選任される。委員等の人数は自治体の面積や人口を加味して決定してよいとされたが、最低限の数だけ定められた。すなわち、委員の場合、都市で5名、農村で3名である（11§）。これは現行法と同様である。また、委員および補助委員となるためには、当該救貧行政単位に住む25歳以上のスウェーデン人の男女であることが条件とされた（12§）。現行法と異なり女性の選任可能

性は明示されたが、それを義務づける規定とはならなかったのである。一方では、現行法と同様、牧師やその代理は、救貧委員会の議論や議決に参加する権利を与えられるとされた（13§; Del 1:Avd.2, s.74-89）。

現行法と異なるのは、第19条で地区（distrikt）制について定めたことである。必要とあれば、救貧行政単位をいくつかの地区に分け、救貧委員がそれぞれの地区を分担し、さらにその活動を補助する住民（原則ボランティア）を動員することで、救貧委員会の下に地区委員会（distriktsstyrelse）を組織することも可能とされたのである（19§）。さらに救貧委員会は、それとは別に職員を雇用することもできた（20§）。ここでは、先に述べた職員システム（tjänstemannasystem）やボランティア・システム（vårdaresystem）を積極的に採用することで、救貧行政組織の拡充が見込まれていることがわかる（Del 1:Avd.2, s.94-101）。

第4章は、救貧の申請手続きと様々な形態の救済の実施について規定している。救済のあり方について見ると、まず指摘すべきなのは、従来から非人道的な救済形態として問題となっていた「たらい回し（rotegång）」（27§）や「競売（bortauktionering）」（28§）を禁止することとしたことである。その上で救済形態は、在宅救済、預け入れ、施設収容の三形態に分類された（27§）。救済の決定にあたっては、先ほど述べたように、救貧行政の実施のルールに沿って行われると共に、救貧ニーズがどのようなものであるかを調査した上で、適当な救済のあり方が決定されるべきことが強調された（25§; Del 1:Avd.2, s.115-17, 120-21, 129-34）。

また、救済の内容に詳しい規定がなかった1871年法とは異なり、救済のそれぞれの形態について守られるべき原則が示された。例えば、在宅救済については、飲酒や怠惰のため救済が必要となった者には許されないとされた（28§）。預け入れに関しては、救貧委員会の調査により適当と認められ、信頼の置ける者のみに託され、預け入れの際には書面での契約により権利・義務関係を明確にすることが義務づけられた（29§）。しかし、ここでは、救貧会議などにおいて主張された許認可制（koncessionstvång）の導入はなされなかった。さらに在宅救済や預け入れの双方に関して、救済が確実に行われているか救貧委員会が監督すべきことが定められた（30§; Del 1:Avd.2, s.122-29, 134-36）。

施設については、各救貧行政単位が原則として一つ以上収容施設（ålderdomshem）を設置し、在宅や預け入れに適さない者を収容することとされた。もちろん、ここでも小規模な農村など単独では設置困難な場合、複数のコミューンが共同で施設を持つことも可とされた（31§）。施設では、夫婦は一緒に生活するべきであるが、それ以外の場合は男女が別の部屋に収容されると共に、精神病患者、知的障害者、結核患者などの収容を余儀なくされる場合は、特別の部屋や部局での収容が行われるべきと定められた（32§）。つまり、後述するように、原則として特別の対応が必要な病気の患者、知的障害者や慢性病患者などは、国や県の施設に収容されるべきとされたのであるが、収容せざるを得ない場合、施設内での棲み分けが図られたのである¹⁷²。それゆえ、コミューンの救貧施設（ålderdomshem）は、直訳すると「老人の家」であるが、本来、特別なケアを施す県や国の施設に対し、特別な対応を必要としない収容者を収容する自治体の施設のことを指すわけである。そこには老人以外にも収容されえた¹⁷³。その他

の施設として、扶養義務放棄者などを対象とした強制労働のための施設（arbetshem）が各ラ
ンスタングに数か所設けられるべきとされた（33§）。なお、施設では、収容者が労働能力
を有する場合、何らかの労働が課せられた。また、施設には2歳以上の子供は収容されるべき
でないと定められた（32§; Del 1:Avd.2, s.136-61）

こうして、施設においては、なるべく雑多な収容者によるその特質によって区分して、それぞれ
にあった対応を行うことが意図された。そのことは、後述するように、国や県との分業関係を
構築し、自治体の負担を軽減するという問題とも関わっていた。それと同時に、子供を原則入
所させないというのは、児童立法の改正が見込まれている中で、救貧から児童福祉の分離が目
指されていたことを示している（Del 1:Avd.2, s.163）。

なお、第4章では、救貧委員会の役割として二つのことが特記されている。一つは、予防活
動である。つまり、救貧委員会は、地域の疾病基金など自助基金運動を促進すべきであった
（37§）。救貧への救済に頼らざることをないように、地域におけるセーフティネットの整備も
取り組むべき課題とされたのである。もう一つは、地域社会において民間慈善団体との協力関
係を成立させ、発展させるべきとされたことであった（38§）。このような、予防活動や官民
協力関係の構築の重視は、1871年の救貧法に比してのこの法案の特質の一つとして留意される
べきであろう（Del 1:Avd.2, s.164-171）。

扶助籍権

法案第7章で扱われている扶助籍権（hemortsrätt）は、救貧会議でも現行法上の様々な問題
点が指摘された領域である。救貧法改正員会でも、検討が進められたが、救貧立法の中で最も
解決困難な問題群の一つとして位置づけられている（Del 1:Avd.2, s.228）。実際、委員会は、以
下に述べるように抜本的な改正を打ち出すことはできなかった。

委員会の報告書は、まずこれまでのスウェーデンでの立法上の位置づけや諸外国での状況を
概観し、扶助籍権について様々な考えがあることを指摘している。例えば、出生地を扶助籍権
の所在とする議論（medfödd hemortsrätt）、そうではない場合、実際にそこで暮らしているこ
とを根拠として当該自治体の扶助籍権を説明する議論（uppehållsteori）、自治体への経済的貢
献を根拠として当該自治体の扶助籍権を説明する議論（ersättningsteori）などなどである。そ
の上でそれぞれの議論について、自治体間の負担が公平となるようにすることのほかに、移動
の自由を妨げないということ、自治体間の係争が起こらないように基準が明確で把握しやすい
ことなどの点について検討がなされた（Del 1:Avd.2, s.244-49, 254-56, 256-57）。

例えば、出生地を根拠とする場合には、基準が明確であり、自治体間の係争が起こりにくい
メリットがある。しかし、救貧受給をめぐる人口の移動を妨げるものがないため、工業
化・都市化が進む中、都市で貧困に陥った者の救貧費用を農村が負担するという問題をさらに
悪化させると考えられた（Del 1:Avd.2, s.255）。とはいえ、委員会は、国民年金の導入により、
年金（特に付加年金）が救貧をある程度代替することが予想されるため、自治体間の負担の偏
りが是正されるであろうことも指摘している（Del 1:Avd.2, s.264-65）。

しかし、委員会は、何らかの基準で出生とは別に扶助籍権獲得の根拠を求めるべきと判断した。例えば、実際に暮らしていることを根拠とする場合、移動の自由にはやはり支障を生じないと考えられた。しかし、扶助籍権がたやすく獲得できるならば、最も救貧に手厚い自治体に貧民が集まり、救貧に冷淡な自治体からは貧民が出ていくことが促される。それは、自治体間の負担の不公平を助長し、救貧行政の劣化を招くことを意味した。それゆえ、獲得を困難にすれば、移動の自由を妨げることとなるが、ある程度の制限は不可欠であるのである (Del 1:Avd.2, s.259-60)。

そこで救貧法改正委員会は、扶助籍権の根拠を、個人と自治体との帰属性 (sambörighet) に求めた。個人がその自治体にアイデンティティを持つのみではなく、自治体社会の側も彼を市民の一人として認めるということである (Del 1:Avd.2, s.249-50)。すると、帰属性をどこにどのように求めるかということが問題になる。それは、結局、一定期間そこに実際に住んでいるということに求められた。それゆえ、家だけがあり住んでない場合は排除された。多くの国でもそのような条件を要求していた。例えば、ドイツでは1年 (1909年の改正前は2年)、ノルウェーでは2年、デンマークでは5年、オーストリーでは10年であった (Del 1:Avd.2, s.258)。委員会は、あまり長い期間に設定すべきでないとの意見であった。移動の自由の妨げとなるし、短ければ送還の問題も起こりにくくなるからである。自治体間の係争も、扶助籍権の獲得がより容易であれば、生じにくいと思われた。委員会は、そこで、1年の期間を提案することとなる (45§; Del 1:Avd.2, s.258-61)。

さらに何時から1年かということに関連し、税登録 (mantalskrivning) 後1年とした (45§)。それゆえ、税登録も扶助籍権獲得の条件となる。税を負担してはじめて市民といえるのである。それゆえ原則として、後に述べるように、その間救貧 (義務的救貧) を受けた場合、扶助籍権は得られないこととなる。また、税登録の有無は比較的簡単にチェックできる利点があった。さらに、自治体の年金委員会による被保険者の管理も税登録に基づくため、自治体において年金行政と救貧行政の連携を強めていくためにも、税登録を条件とすることにはメリットがあると思われた (Del 1:Avd.2, s.265)。

税登録法 (mantalsskrivningsförelagningen) では、医療施設や更生施設等に収容されている場合は、施設が所在する自治体に税登録はできなかった。それゆえ、そうした者はその土地で扶助籍権を獲得できないこととなる。さらに救貧法改正委員会は、その規定を預け入れで一般の家庭で病人や障害者などが面倒を見てもらっている場合にも適用すべきことを提案した (47§ 3mom; Del 1:Avd.2, s.269-70)。しかし、現実には、実際に居住しているのかケアのため滞在しているのかの区別が難しい事例が生ずることも予想された (Del 1:Avd.2, s.270)。

ところで救貧法改正委員会によれば、救貧受給が扶助籍権の獲得を妨げるのは、救貧法案第1条で定められた義務的救貧の場合のみであった。それに対し、第2条で定められた自発的救貧の場合は、30日以上を受給でなければ獲得できるとされた。また、学童に対する衣服や食事など初等教育に用いられた給付、医療施設での医療や施薬、出産や埋葬に対する給付・支援も獲得を妨げない要因に分類された (49§ 1mom; s.279-80)。これに対して、扶養義務放棄者の

場合、妻子が救貧に頼らざるを得なくなった場合、新たに扶助籍権を獲得できなくなる。ただし、非嫡出子の場合、嫡出子の扶養義務と区別され、妻子の救貧受給は父親の扶助籍権の獲得に影響されないとされた（49§ 2mom）。

一方、委員会は、新たな扶助籍権を獲得できる年齢の上限として60歳（46§）、下限として15歳を提案した（47§ 2mom.）。15歳までは父親（非嫡出子の場合母親）と同じ扶助籍権であり、それ以降は自分で独自の扶助籍権を獲得できるのである。これは現行と同じであり、委員会は格段変更する理由を見出せなかったとしている（Del 1:Avd.2, s.271-72）。

また、救貧会議で問題になったことに、妻と子供の位置づけの問題があった。従来の救貧法では、妻と子供は夫と一つの家族を構成しているため、妻と子供の扶助籍権は夫の扶助籍権と同一となるとされていた。しかし、特に夫が扶養義務を放棄してしまう場合、妻子を置いて出ていく場合が多く、夫のいる場所（夫の扶助籍権のある場所）と妻子が暮らす場所が異なることが生じていた。それゆえ、困窮した妻子が救貧を受給しようとしても、その場所に扶助籍権がないこととなる。そこで、救貧会議では、事実上の離婚（夫婦関係の破綻）の場合、妻に独自に扶助籍権を与えるべきだとの意見が強く出されていたのである（石原 2017, 34頁）。

しかし、救貧法改正委員会は、海外の法制度では、妻に独自な扶助籍権を認める例が存在することに言及しつつも、それに対しては否定的であった。もちろん、個人と自治体の間の帰属性という基準で考えると、実際にそこに住む妻に扶助籍権を与えないことは問題であった。ところが、法的には実現のためにクリアすべき様々な困難があった。例えば、子供の扶助籍権をどちらの親に帰すべきかが問題となった。夫が再び扶養義務を果たすようになる場合も考えられた。特に税登録法では夫と妻を一緒に扱うため、その改正がないと救貧法との間で齟齬が生じることとなった。さらに、新たに結婚・離婚に関する立法の見直しが進んでおり、その決着を待たずに、先行して改革を急ぐべきではないのである¹⁷⁴。この問題については、もちろん、上記のように、法案では扶養義務放棄者には新たな扶助籍権を認めないとしたことも留意されるべきであろう。

ただし、夫と離れて住む妻に関して一般的な規定として独自な扶助籍権を認めることは適当ではないが、夫が海外に行ってしまった場合、夫はこの国に税登録されておらず、妻がこの国において家族を代表するものであるため、他の立法を変更せずとも妻に扶助籍権を認めると主張された。とはいえ、夫が帰還した場合は、扶助籍権は元に戻るものとなる。この点も新たに法案に盛り込まれることとなった（47§ 3mom）。一方、父親が海外に行ってしまった場合、母親に扶助籍権が認められるので、子供の扶助籍権が父親のものから母親のものに移るのは当然であった（Del 1:Avd.2, s.274-75）。

子供に関しては、特に非嫡出子のケースが問題であった。従来、非嫡出子の扶助籍権は母親の扶助籍権に帰していた。しかし、例えば、子供が母親という母親の扶助籍権がある土地で救貧を受けている場合、そのコストの幾分かは父親の扶助籍権をもつ自治体が負担しても良いのではという意見がでていた。救貧法改正委員会は、それでは扶助籍権を二つに割ってしまうことになるとして、この意見に反対であった。それゆえ、従来通り、非嫡出子の扶助籍権は母親

のものと同一という原則の維持を主張した (Del 1:Avd.2, s.276). 扶養義務放棄者への対応はそれとは別の形で検討すべき課題とされたのである。

救貧監督官の設置

救貧は、直接的には自治体が担うべきであるが、自治体の救貧行政を完全にフリーハンドで任せるわけにはいかず、それを国家が監督する必要があった。その役割は、1847年の救貧法以来、自治体行政全般に対して監督権限を与えられていた県知事が果たすべきとされていた。実際、県知事の下で、その配下にある地方医 (provinsiälläkare) や地方官 (kronolänsman) が巡回し、それぞれの主要な任務である衛生や治安・税務に関する監督に関連して救貧行政にも眼を向けていた。この点については、救貧法改正委員会は異議をはさまなかった。むしろ、救貧受給に対する異議申し立て権を認めることにより、県知事の監督機能は強化されるべきだと考えていた (Del 1:Avd.2, s.204)。

しかし、救貧会議でも指摘されたことであるが、県知事による救貧行政の監督は、現状では必ずしもうまくいっていなかった。例えば、委員会の調査によると、1905年から07年までに524件の救貧申請却下の案件を県知事が扱っているが、そのうち73件がスカラボリイ県に集中し、地域的な偏りが大きかった。これは、かなりひどい問題が起きたとしても県知事が取り上げない場合もあることを物語っていた。こうした事態は、地方医や地方官にはそれぞれ専門の領域を持ち、そこでの業務で手一杯であるのみならず、彼らの多くが救貧に対する知識も関心も持っていないことにもよると想像された (Del 1:Avd.2, s.214-15)。

他方、工業化や都市化、あるいはそれに伴う人口移動などにしたがって、ますます自治体の救貧行政は複雑で解決が困難な問題に直面するようになっていた。それに応じて、地域的にも多様な様相を示していた。それらに対し、何らかの適切なアドバイスを与え、住民の安寧を増進することには、少なからぬ意義があった。そのような活動は地域社会では担えず、ここに国家が介入する根拠が見出された。しかし、その役割は、県知事を中心とした従来の監督の枠組に期待することはできないと考えられたのである (Del 1:Avd.2, s.216-17)。

そこで救貧法改正委員会は、中央行政機関として救貧監督官 (fattigvårdsinspektör) の設置を提案することとなる。法案第6章は、それを扱っている。救貧監督官の中心的な任務は、各地を巡回し、救貧行政の問題点を指摘し、アドバイスや意見を与えることとされた (Del 1:Avd.2, s.218, 220)。しかし、一人では全国を対象と出来ないのも、実際は部下である3名の救貧指導員 (fattigvårdsinstruktör) を置き、彼らが分担して巡回することが提案された。ただし3名という数字は最低限の人数で、とりあえず活動を開始し、実際にそれを展開するにしたがって徐々に増員することを考えていた (Del 1:Avd.2, s.218-19)。このような構想は、救貧会議を主催したCSAの救貧問題調査委員会の『改革方針』で示されたものに沿っていることは間違いない。救貧法改正委員会も、この『改革方針』を参照すると同時に、救貧連盟の救貧コンサルタントの活動をモデルにしていることを認めている (Del 1:Avd.2, s.209, 213, 218)。

一方、県において県知事が自治体の救貧行政を監督する任務の重要性も強調された。何より

県知事は、自治体の救貧委員会の決定に対する不服申し立てをめぐり、その正否を判断し、事態に対応することが期待されたのである。個別のケースにおいて、扶助籍権等について調査するのも、救貧コンサルタントや救貧指導員よりも県知事の手足となって働く地方官の方が適当だと思われた。それゆえ、県知事らの県レベルの行政と救貧コンサルタント等との協力関係を構築していくことが課題となる。例えば、県知事の後ろ盾があれば、各自治体での救貧監督官等の調査はスムーズに行われるのであり、その調査により救貧の問題点が見出された場合、その報告・提案を踏まえて具体的に改善を施していくのが県知事等の任務となるのである（Del 1:Avd.2, s.221-22）。

さらに付け加えるべきこととして、救貧法改正委員会が、救貧監督官・救貧指導員の任務に、民間慈善団体の監督も含めていたことである。ただし、監督といっても、それが自発的な諸力を損なうものであってはならず、それら相互間の協力、さらにそれらと公的救貧との協力を進展させるように導くものであるとされた（Del 1:Avd.2, s.222-23）。ここでも、救貧法改正委員会が目指したことに、地域レベルでの官民協力の推進があったことがわかる。

ただし、法案43条で県知事の監督、44条で国家機関による監督が言及されているのみであり、44条では救貧監督官や救貧指導員の名前も役割も規定されていない。救貧監督官や救貧指導員の名称や具体的な任務は法案ではなく、それに付帯した、それぞれの役職の指図書（instruktion）案で定められた¹⁷⁵。

なお委員会による趣旨説明で興味深いことは、中央での救貧行政のあり方について踏み込んでいることである。現状の問題点として、救貧が従来農務省の管轄になっているのであるが、農務省内では他の管轄領域との間に関連がない状態が挙げられた。その一方で、1913年に内務省の下に社会庁（Socialstyrelsen）が設立され、救貧統計、労働者保護や労働市場など様々な領域を管轄するようになっていた。他方では、救貧と一緒に取り組むべき問題として、児童福祉などの諸問題も存在した。それゆえ、委員会は、救貧を農務省の管轄からはずし、それとすべての関連領域を一つの省が扱うようにし、それぞれの問題領域を相互により有機的に関連づけて取り組むようにすべきだと主張した。もちろん、救貧コンサルタント・救貧指導員も、当該省が管轄すべきであった（Del 1:Avd.2, s.223-37）。これは、後の社会省（Socialdepartementet）の成立につながる議論として注目されるであろう。

自治体間の代償義務

扶助籍権は、その者に関し、どの自治体が本来救済すべきであるのかを定めるという意味をもった。すると、その者が扶助籍権をもつ自治体以外の自治体で救貧を受けた場合、救済した自治体は、救済のコストを、どれだけどのように扶助籍権をもつ自治体に請求できるかが問題になる。このことに関連して、自治体間に多くの係争が起こっていたことは先述の通りである。法案第8章は、救済を行った自治体に対する救貧負担の代償義務と、それに関連して国家がこの問題にどのように関わるのかを規定した部分である。国家の役割については次項で述べるので、ここでは第8章の自治体間の代償義務に話を限ることとする。

a) 扶助籍権の所在する自治体の代償義務

まずは、請求できる代償の範囲が問題となる。それに関連して確認すべき原則は、従来の救貧法に定められている(29§ 1mom)ように、請求できるのは義務的救貧による救済の費用のみであることである(50§)。一方、デンマークやノルウェーなど諸外国の救貧立法では、この他に請求の対象とならない、様々な例外規定が定められていた。例えば、医療、出産、埋葬などの費用である。しばしば問題になる自治体間の負担のバラつきを是正(特に農村の負担を軽減)し、訴訟を煩雑なものとしないうため、これに倣い、委員会は、学童の学校教育に伴う衣服、食事等の費用、医療施設での収容に伴う医療・施薬の費用、埋葬費用なども、全額請求できないものとするを提案した。さらに、それ以外の場合でも、救貧受給が30日よりも長引いた場合、最初の30日分は請求できないとされた(Del 1:Avd.2, s.287-91; 51§)。

ここで問題になるのは、請求する金額が適切なものであるかどうかである。この点をめぐっても自治体間の係争は起りえた。とはいえ、特に施設収容に関しては、国あるいは県のレベルで、様々な施設間の明確な料金体系の構築が試みられていた。預け入れを含め、そのような動きが見られるのであるが、委員会は、それらの進展に期待し、この点に関し特に具体的な提案をしなかった(Del 1:Avd.2, s.294-95)。

b) 自治体間の係争

次に、係争になった場合、それを如何にスムーズに解決するかが問題となる。委員会によれば、救貧をめぐる自治体間の係争は顕著に増加する傾向があった。県知事が扱ったこうした案件は、1864-65年に1,486件、1877-78年に2,597件、1905-07年に8,864件であり、人口1万人当たりになおすと、それぞれ、3.6件、5.7件、16.6件となった。それは、やはり工業化・都市化の進展のために、人口の流動性が増大したためだと思われた。自治体間で救貧負担をどう分担するかという問題が、この係争の増加をもたらしていた。また、係争の増加は、各地の救貧委員会のみでなく、県知事、行政裁判所などに膨大な時間とエネルギーの消費を強いていた(Del 1:Avd.2, s.296-97)。

さらに係争は、しばしば長引く傾向があったのであるが、その大きな原因は、訴訟の際に十分な調査がなされておらず、きちんとした根拠や情報に基づき請求がなされているかどうか明確でない場合が多いことにあると考えられた。そこで委員会は、救貧を行った救貧委員会が、費用請求に際しては、救済した当人などを調査して、a) 名前、年齢、出生地、既婚あるいは非婚、b) 救貧を求めた理由と原因、c) 施した救済の内容、d) 最新の税登録をどこで行ったのか、扶助籍権の所在地、f) 扶養義務者がいるかどうか。いる場合、その経済的状況を明確にしておくことを提案した。それらの情報はプロトコールに記載されるべきであったが、その業務を簡便にするために、印刷された書式案も併せて提案された(“Formulär till protokoll öfver utredning enligt 52§ i lagen om fattigvården”, i: Del 1:avd.1, s.83-89)。情報をまとめた書類には、調査の担当者の署名もされるべきであった(52§; Del 1:Avd.2, s.297-300)。

また従来の救貧法の欠陥として、係争に関する手続きがきちんと定められていないことが

あった。そこで、この点も是正することが求められた。委員会によれば、まず、請求する側の自治体は、遅れることなく扶助籍権の所在する自治体に、上記の情報と共に請求する費用を書き込んだ書状を郵便で書留にして送付する。それに対し、その請求に異議を申し立てるとか、送付から20日して何の回答がない場合にはじめて、県知事に訴えることが可能となる。訴訟は、請求する側の自治体が所属する県の県知事への訴訟という形になる。その際に、上記に定めた情報が確定していない場合、請求権は成立しないとされた。さらに、県知事への訴訟は、救貧がなされてから60日間以内になされることも条件とされた（54, 55§§; Del 1:Avd.2, s.301-303）。こうして県知事の下で、双方の自治体の言い分を聞きつつ、審理が行われることとなるが、もし救済された者の扶助籍権が救済を受けた自治体が所在する県と異なる県にある場合、この案件は、扶助籍権のある方の県知事の下で審理が行われることとされた（56 §; Del 1:Avd.2, s.308）。

また、救貧受給者が扶助籍権をもつ自治体が費用負担を承認した後も、さらに当該自治体での救貧実施が続く場合、半年間毎にかかった経費をまとめ、扶助籍権が所在する自治体に請求しないと、その期間の費用の請求権を失うとした（57§; Del 1:Avd.2, s.306-07）。

なお、扶助籍権などをめぐる自治体間の係争に対し、県知事の審判ではなく何らかの仲裁者を立てて仲裁による解決を目指すべきだとの議論も存在したが、委員会はこれには反対であった。扶助籍権の問題は一定の基準からどの案件も同様に解決されるべきで、仲裁による解決には向かないのであるし、県知事による調査の方が仲裁者によるそれよりも簡便で安上がりなものとなると考えられるからであった（Del 1:Avd.2, s.307-08）。

c) 扶助籍権をもつ自治体への送還

自治体間で負担をどのように分担していくかという問題に関連して、救貧受給者を、扶助籍権の所在する自治体に送り返すことがしばしば行われていたことは見逃せない。しばしば、特定の自治体に人口の集中が進み、それに伴って救貧負担が増大するという傾向があった。他の自治体に扶助籍権をもつ者に対して、長期にわたって救済を施すことは、ますますその負担感を増進させることとなった。扶助籍権の所在する自治体にとっても、特に施設収容されてケアを受けるなどして、他の自治体で救貧を受ける費用は必ずしも安上がりではなかった。それゆえ、送還（hemsändning）の慣行は双方の自治体にとってメリットを持っていた。しかし、先に見たように、本人の意思や状況にも関わらず送還させられてしまうなど、非人道的な形でわれがちであるという問題も指摘されていた（Del 1:Avd.2, s.310）。

それゆえ、委員会は、送還という制度の存続を前提とした上で、まずそれが不適切と見なせる条件を明確にして、実施を制限しようとした。例えば、送還は、救貧による救済が恒常性を持つ者である必要があり、一時的な救済の場合は回避されるべきであった。現行法においても、送還が本人の健康を損なう場合は送還されないとの規定はあったが、それに加え、自活の可能性を狭める場合も、送還してはならなかった。また、親類縁者の家に滞在していて、本人もその親類も送還を望まない場合も、送還されるべきでなかった。夫婦が別居している場合、妻をその意思に反して、夫が新たに扶助籍権を得た自治体に送還することは許されるべきでは

なかった。さらに、60歳以上で高齢のため、税登録をしてもなお何年も扶助籍権を得ていない場合も、送還は避けるべきとの規定が加えられた(59§:Del 1:Avd.2, s.311-12)。

なお懸念されることは、30日間までの救貧実施は、滞在先の自治体の負担となるため、その自治体が、ケアも不十分なままに30日にならないうちに送還してしまうことである。そのようなことが起こらぬため、どこに当該者を移しても、30日間までの負担は、最初の訪問先の自治体が負担することが定められた(59§:Del 1:Avd.2, s.313-14)。それに対し、送還の費用自体は、扶助籍権の所在する自治体が負担すべきとされた(59§:Del 1:Avd.2, s.314)。

d) 一般施設で施された救済の費用

自治体の多くは、自己の施設では対応に限界があり、県や国が運営する医療施設や更生施設に適切なケアの実施を依頼せざるを得なかった。この場合の費用は、上記で述べた滞在先の自治体での救貧受給と同様に、扶助籍権を持つ自治体に代償義務が生じた。ただし、後に見るように、精神病患者の場合、その費用はランスティングから(40§)、結核患者の場合、国家から(41§ 1mom)補助金を受けることとした。また、その他の慢性病患者や不治の病の患者の場合にも、その費用の相当程度をランスティングが負担するとの規定も提案された(41§ 2mom)。しかし、それらの補助金の申請は、代償の支払い後2年以内に行わなければ、補助金を得る権利を失うとされた。補助金をめぐる係争は、自治体間の代償義務をめぐる係争と同様に、不服申し立てを県知事に行い、そこで案件の審理が行われるとされた(61§; Del 1:Avd.2, s.314-18)。

自治体間の救貧負担の衡平

救貧会議でも大きな問題として取り上げられたことに、自治体間の救貧負担のバラつきという問題があった。救貧法改正委員会によれば、例えば、1874年には自治体の救貧支出は6,492,797クローネであったが、1907年には20,439,558クローネとなったように、救貧負担は、絶対的にも相対的にも増加していた。しかし、どの自治体もおしなべて増加したわけではなく、1903年から07年の平均値を見ると、109都市のうち、2都市のみ救貧税負担が年間課税単位 (bevillningskrona)¹⁷⁶あたり200エーレを超したが、250エーレには届かず、平均105エーレであったのであるが、農村でのそれに相当する税額は、半数以上の自治体で250エーレ以上であり、平均して270エーレ余りであった。しかも、農村でも、特にイェーテボリイ・ボヒュース (Göteborg och Bohus) やヴェルムランド (Värmland)、ハラント (Halland) などの県に税負担が重い自治体が集中していた (Dell, Avd.2, s.172, 179-80; Del.3, s.266-267)。

実は、地方自治体の税負担の不均衡は、救貧のみが原因で起こったわけではなく、例えば初等教育の負担の差によっても生じていた。自治体の税負担の問題は、同時期の国会でもたびたび取り上げられ、如何に是正すべきかが活発に議論された。なお、税負担の不均衡が生じた背景には、農村から都市への人口移動や産業構造の転換があったことが留意されるべきであろう。農村では、人口流出により財政基盤が弱体化したところに、高齢者などの貧民が多く残されると同時に、都市で救貧受給に陥った者の救貧コストが都市から請求されるなどの事態が起こっていた。さらに

地域の産業衰退は、自治体の税収減をもたらすのみでなく、失業者の増大にともなう税支出の増大にもつながっていた。こうした状況の中で1911年には財務省が専門家を招き、政府調査委員会（コミュン税委員会〔kommunalskattekommittén〕）が選任されることとなった（Avd.2, s.182-83）。

先に見たように、CSAの救貧問題調査委員会や救貧会議などでは、このような自治体による救貧負担の不公平に対し、国家の補助金によって対応することが対策として挙げられていた。しかし、救貧法改正委員会は、国家が自治体に直接補助金を配分する政策を提起しなかった。なぜならば、第一に、税負担の不均衡は救貧以外の要因によっても生じており、コミュン税委員会でその問題が検討中であった。また、国民年金が導入され、自治体の救貧負担がある程度軽減されることが見込まれると同時に、付加年金のコストの多くを国家が持つことになるので、その地域間での再分配効果が期待されたのである（Avd.2, s.183, 200-02）。

それゆえ、救貧法改正委員会は、この問題については、地方自治体の特定の救貧費用や任務を、国家あるいはランディングがもつ、あるいはそこに移す、ということ提起するのに留まった。例えば、扶助籍権が特定できない場合の救貧費用、外国人の救貧費用、5年以上扶助籍権を持つ自治体から離れ、その間救貧を受給していない者の救貧の費用などは国がもつとされた（62§）。これら特定の救済対象の救貧負担を国家が負うということについては、法案第8章で規定されているが、以下に述べるような、それ以外の特定の救貧費用や任務を国家あるいはランディングがもつ、あるいはそれに移管することについては第5章で定められた。

特にこのような自治体の負担軽減で有効だと思われたのが、精神病患者や知的障害者、さらに癲癇のケアの費用の移管である。例えば、精神病患者のケアのコストは、1907年においては、960,047クローネに及んだが、そのうち都市での費用が216,164クローネであったのに対し、743,883クローネが農村での費用であった。それは、精神病患者の多くが、なお専門の施設ではなく、救貧施設や自己の家あるいは預け入れの形態で他者の家で生活していたことに依った。全国で7,872人のうち、救貧施設には2,042人、自己の家に453人、他者の者には647人が暮らしていたのである（Del.3, s.412）。知的障害者のケアのコストも141,678クローネに及んだが、同様に、農村の比重が大きく、その多くが専門施設以外で生活していた。癲癇のケアのコストはそれほど大きいものではなかったが、同様の偏りが見られた。しかし、こうした病をもつ救貧受給者のケアは、通常の救貧受給者の場合よりかなり多くのコストがかかるものであり、特定の小規模自治体では、これらの病をもつ救貧受給者をたまたま多く抱えこんでいたため、負担はことのほか苦しいものとなっていた。また、救貧施設でこれらの患者を収容することは、他の収容者にとってもストレスを生むものであった（Del 1:Avd.2, s.187-88）。こうした状況に対し、救貧法改正委員会は、まずは専門の病院を特に国家あるいはランディングによって増設していく必要性を強調した。そうした施設にこれらの患者を吸収していくことは、ケアの質の向上にとっても、自治体の負担の軽減にとっても重要であると思われた。しかし、当面は各自自治体の中でケアを行っていかざるを得ないのであるが、その費用は、当該者が扶助籍権を持たない外国人や特定できない者である場合は国が、そうでない場合はランディングが持つべきであるとされた（40§; Del.1:Avd.2, s.188-89）。

同様に救貧法改正委員会が注目したのが、慢性病患者や身体障害者 (vanföra) のケアである。前者では、特に結核患者が問題となった。慢性病患者である救貧受給者の44%がなお救貧施設で生活をし、自己の家や預け入れの形態で他者の家で暮らす者も46.5%いた。彼らも救貧施設に收容されることで、施設職員の負担を増加させ、他の收容者のケアに負の影響を与えていた。それゆえ、これらの範疇についても国家の積極的支援の下により広域の患者を対象とする専門施設の設立が急がれると共に、それらの施設收容とそこでのケアの費用は、結核患者については全額、それ以外の慢性病患者等については4分の1以上を、救貧行政単位内でケアを受ける場合はその費用の4分の1を、ランスティングが持つことが提案された。また、自治体の施設でケアを受ける場合は、内部にそれらを扱う特別な部局を設立し、收容場所を区別することを前提とし、さらにそのケアは、医師の監督を受けるべきとされた。身体障害者の施設收容についても、結核患者と同様の扱いとされた (41§; Del 1:Avd.2, s.192-96)。

さらに通常の病気で県の病院などに收容された場合も、当該自治体が負担する医療の費用は最低価格が適用されると定められた (42§)。一方、自治体間の関係でいうと、先述したように、救貧受給期間が30日を超えても30日間までの費用を、救貧受給者が扶助政権をもつ自治体に請求できないことも提案された (51§)。

以上のような法案の特徴を簡単にまとめてみれば、第一に、救貧制度は、自立して生活できなくなった者を救済すると同時に、可能ならば、彼らが再び「市民」として自立した生活を送ることを支援する制度と見なされた。救貧制度は、そのような二重の意味で、「市民」で構成される市民社会を下支えする制度として位置づけられたといえよう。第二に、救済を受ける対象を拡充し、家父長権や後見権の規定をなくして、「救済を受ける権利」の「権利」としての性格を明確にすることが意図された。第三に、救貧行政はあくまで自治体が担うものであると位置づけられた。さらに第四に、実際に行われる救済が第一の点で述べた趣旨にそって有効に行われるような救済の枠組みを整備しようとした。そのため救貧行政組織を拡充することが求められたのであり、救済の具体的あり方として、救貧受給に至った原因ないし救貧受給者の資質に応じて適切な救済の形態が選択され、実施されることが目指された。第五に、自治体の救貧行政の拡充の課題は、一方では自治体間の救貧行政における格差の是正と負担の衡平化、他方では、国家・県・自治体間の有機的な分業関係の構築という課題と結びつけられた。しかしそれは、第六に、救貧監督官の設置に見るような、自治体行政に対する国家の介入の増加を意味した。第七に、各地域においては、貧困に対する予防策を促進し、民間慈善との協力関係を進展させることが課題とされた。最後に、それらを通じて全国どこでも適切な救済を受給できるような体制の構築が目指された。それゆえ、全体として見れば、CSA救貧問題調査委員会や救貧会議の問題提起を受け、そこで提案された改革案にそったものであると位置づけられよう。

しかし、委員会は一枚岩ではなかった。委員会報告書の中には、委員会内での留保意見 (Reservationer) も収録されている。それを見ると、最も大きな意見対立が、ビョルクランドおよびマグヌソンと他の委員との間に存在したことがわかる。

ビョクルンド等が問題にしたのは、何よりも法案による国家介入の増大が自治体の自治を脅かすことであった。救貧はあくまで自治体の任務であり、地域の事情に応じて独自の救貧行政を展開し、その結果として地域格差が生じるのは当然なのである（Del 1:Avd.2, s.443-44）。それゆえ、救貧監督官の設置には反対であった。自治体は、現行制度での県知事との監督と異なる方向から別に干渉を受けることになる。しかも、救貧監督官のそれは、現行の監督範囲を超えてかなり広範囲なものとなることが予想された。委員会多数派は、県知事が救貧の専門家でないことを問題にしたが、彼らにとっては救貧監督官が地域の状況を知らない者であることの方が問題であった。よそ者の干渉を受けて地域の救貧行政の活力が奪われることが懸念されたのである（Del 1:Avd.2, s.455-59）。さらに、救貧委員会の決定に対する不服申し立て権に対しても反対した。これも自治体の自治（地域の自由）重視の立場からの意見であった。彼らによれば、自治体議会（地域社会）の中で救貧委員会の決定の是非が判断されれば良いことであり、県知事がその土地の事情も知らずに、あれこれと口を出す問題ではないのである（Del 1:Avd.2, s.460-63）。

さらに、彼らは、地域のボランティアを動員していく地区制にも反対した。自治体の救貧委員会以外の者に権限が拡散することを問題視したのである。責任をあいまいにし、救貧行政にカオスをもたらす懸念が表明された。このように彼らは、委員会多数派が推進しようとする地域社会における官民協力に対しても懐疑的であった（Del 1:Avd.2, s.445-46）。

また、委員会の法案に対し、施設を過度に重視していると批判する。そもそも精神病患者や知的障害者も、軽度であれば、施設より家庭のほうが望ましい。身体障害者も預け入れて対応しうる。各自治体が施設をもたねばならないというのは行き過ぎである。また、施設を持ったとしても、その内部で収容者の資質に応じて棲み分けがなされるべきであるという方針にも反対であった。それを小規模な自治体に強制するのは無理であり、むしろ様々なニーズに柔軟に対応できる施設のほうが現実的であると主張したのである（Del 1:Avd.2, s.447-50, 454）。彼らは、委員会多数派とは異なり、救貧受給者をその資質によって分類し、それぞれに適した対応を施すことのメリットよりも、それによって生じる自治体の負担の増大を重視したと言えよう。

委員会報告書の中で留保意見を提出したものは、彼ら2名に留まらなかった。リンドボムは、扶養義務放棄者に義務を果たさせるために、さらに救貧行政当局の権限の強化が必要であると主張した。具体的には、法案では、遺棄された妻子に対する救貧が義務的救貧である場合に代償義務が発生するとされるのであるが、自発的救貧を含めたすべての救貧に対象を拡大すべきだとした。また、代償義務を支払い能力がない場合は問わないとされているのに対し、そのような条件を撤廃すべきなどと主張した（Del 1:Avd.2, s.463-65）。

さらにリンドボムは、パウリと共に、法案第1条に、救貧受給の対象である年少者を15歳未満と規定しているが、15歳で自活することは困難であると指摘し、CSA救貧問題調査委員会などでは18歳未満とすべきと要求されていることや、諸外国の年齢規定を参照しつつ、16歳とすることを提案した（Del 1:Avd.2, s.468-72）。また、この2人は、扶助籍権に関して、夫婦が別居している場合、妻が、夫とは別に居住している自治体の扶助籍権を得られるべきだと主張した。そこには、扶助籍権の獲得において税登録を前提とする法案の考えに対し、それよりも

実際の居住を優先すべきであるとの原則の見直しが含意されていた (Del 1:Avd.2, s.472-76)。

さらにパウリは、独自に次のような点を主張した。一つは、救貧委員会のメンバーに関して、女性が選ばれ得ることを明示するだけでは不十分で、最低1人は女性であるとの規定を付け加えるべきだとした。また、救貧監督官と県知事の双方による地域の救貧行政への監督が両者の間で矛盾を引き起こす可能性に対し、県知事ではなく救貧監督官の権限を強める形での解決を提案した。加えて、現在提案されている救貧指導員の数では全国を対象とするのに不十分として、増員を求めた。ビョルクンド等が救貧監督官の設置に反対し、従来どおり県知事による監督の継続を求めたのに対し、むしろ県知事の権限を縮小し、救貧監督官による全国を視野に収めた監督を進めていくべきだと主張したのである。委員会案よりもさらに救貧監督官制度の拡充を求める彼女の立場は、設置そのものに反対するビョルクンド等の意見と、委員会案を挟んでその対極に位置すると言えよう。一方、扶養義務放棄の問題では、法案は主に扶養義務放棄によって生じた救貧費用に対する代償という側面からアプローチするのであるが、例えば妻子が救貧に頼らざるを得ない事態に陥らなくとも、社会が扶養義務放棄を決して許さないという態度を明確にすることが重要であるとして、犯罪として捉えるべきことを提唱した (Del 1:Avd.2, s.479-95)。

このように委員会内はすべての論点について完全に意見が一致したわけではなかった。しかし、以上に見た点を除けば、例えば、救済の権利を確立し、義務的救貧の対象を拡大するという方針には大きな反対はなかったと言えるであろう。

こうして救貧法改正委員会の報告書が提出されると、先に触れたように、救貧法をめぐる議論が様々な形で展開されることとなる。例えば、新聞・雑誌でこの問題が取り上げられる一方、この報告書に対する意見 (レミス) が、関係部局・県知事・自治体・諸団体などに求められることとなった¹⁷⁷。当然、救貧連盟にもその要請がなされ、そこで法案が検討されることとなる。では救貧連盟では、法案をめぐるどのような議論がなされたのかを見てみよう。

② 救貧法改正案と救貧連盟

救貧連盟では、既に法案が出ることを見越し、救貧法改正委員会の報告書が出るタイミングで救貧会議を開催することを決めていた (ÅB 1915:16-17)。1915年2月に法案を中心とする報告書が提出されると、すぐに『救貧連盟時報』でその概要を伝える (SFFT 1915:2-3:43-84) 一方で、1906年の会議に続く第2回救貧会議の開催準備が進められた¹⁷⁸。こうして早くも同年6月7日から3日間、1906年の第1回の時と同様にストックホルムのブラシエホルメン教会で550人 (そのうち救貧委員会など自治体の代表は436人) もの出席者を集めて開催されることとなる。

会議の議長には、穏健保守に位置づけられるフォン・シェーレ (K.H. Gezelius von Shéele)¹⁷⁹ が選ばれた。救貧行政を管轄する立場にある農務相フリイス (Johan Beck Friis) の開会の辞で始まり、救貧連盟の理事長であり救貧法改正委員会の委員長であるヴィデーンによる法案の概要説明がそれに続いた。その後は個別のテーマに移り、初日には、救貧行政における国・ランスタング・自治体間の役割分担と義務的救貧に関わる問題が取り上げられた。2日目には、扶助籍権、施設でのケア、救貧監督官、扶養義務放棄者の問題について議論が行われた。最終

日は、5グループに分かれて福祉施設の見学に当てられた。

救貧行政の分担の問題については、預金銀行の経営者フォルナンデル（Alfred Fornander）が基調講演を行った。その中で、法案は、基本的には一部のケアの負担をランスティングなどに移すといった提案に留まり、負担の重い自治体に直接補助金を与える方向性を取らなかったことを、最終的な解決ではないと位置づけた。とはいえ、現状では補助金の交付は実施困難であると指摘した。というのも、救貧費用の内訳に見るように、救貧のあり方は自治体によって異なるので、補助金の効果は一様ではない。また、コミュニケーション間の税負担の不均衡は救貧のみの問題でない。さらに国民年金の導入の効果も、まだまだ見極める必要があるからである。一方、特に30日以上救済を施した場合、受給者が滞在している自治体は、扶助籍がある自治体に30日分の費用は請求できないとの改正は自治体間に新たな係争をもたらす可能性を指摘した（Förhandlingar-AF, s.38-40）。続く討論の中でも、この最後の点の指摘に同調する者が現れた。また、討論の中でヴェストマンランド（Västmanland）県にある農村セービィ（Säby）代表の牧師リンドフォッシュ（Olof Lindhfors）は、自治体の負担を軽減するため、国家による精神病患者あるいは知的障害者施設の整備を推進する必要性を強調すると同時に、やはり負担の重い自治体に補助金を与えるべきことを主張した（Förhandlingar-AF, s.63-65）。

義務的救貧については、救済権を確立し、救済の対象を拡大していくことに対して賛意が示された。しかし、法案において義務的救貧の定義の中で「またはその他の理由で（eller av annan anledning）」とあるのが曖昧で、すべてのケースを包含してしまう恐れや自発的救貧との間の境界が不鮮明になるなどの指摘があった。その指摘は重要な意味を持った。というのも、二つの救貧概念の差異が不明瞭であると、例えば、扶助籍権をめぐる救貧費用の代償（あくまで義務的救貧の費用のみが対象となる）をめぐるさらに係争を増発させる恐れがあるのである（Förhandlingar-AF, s.93-96）¹⁸⁰。

扶助籍権については、まずは、税登録がその獲得条件となっている点が争点となった。リンドフォッシュは、何千もの人が税登録せずに滞在している現状を指摘して、委員会がその土地への帰属意識を重視するならば、税登録よりも実際の滞在を獲得条件とすべきだと主張した（Förhandlingar-AF, s.116）。その他、何人かの発言者もこの意見に同調した。また、前日に引き続き、この脈絡でも、ストックホルムの救貧監督補助官ノルドフェルト（G. Nordfeldt）のように、30日分の救貧費用は請求できないとの改正に反対する意見が出た（Förhandlingar-AF, s.125-26）。これは新たに負担を負うことになる大都市の利害を反映した意見であったと思われる。他方、ノルドフェルトは、委員会内でのリンドボム及びパウリの留保意見に同調し、夫婦別居の際には、妻には独立した扶助籍権が与えられるべきだと主張した（Förhandlingar-AF, s.126-27）。

施設収容及びケアについては、専門施設を拡充する、施設内でも収容者の資質に応じて棲み分けを進めることにより施設のケアをより人道的かつ効率的にするといった委員会の考えに異議を挟む者は存在しなかった（Förhandlingar-AF, s.142-43）。また、救貧監督官の設置についても、委員会内のビョクルンドの留保意見のように、それへの反対意見は出なかった。確かにダーラナ（Dalarna）県にある農村ノルベルケ（Norrbärke）の自治体議会議長ノルドヴァル（Fr. Nordvall）

によって、農村では国家の救貧監督官による外からの介入は好まれないとの指摘もなされたが、この度の救貧法改革の画龍点睛（de viktigaste momenten）であるとのアグダ・モンテリウス（Agda Montelius）（Förhandlingar-AF, s.167-68）が評価したように、会場では、監督官の設置の必要性については大方の合意が出来ていたように思われる。ノルドヴァルの意見に対しては、直ちに救貧連盟の救貧コンサルタントであるノルグレン（A.W. Norgern）が、自身の経験から救貧コンサルタントが嫌々出迎えられたことはないと反論している（Förhandlingar-AF, s.173）。

特に委員会案への反対が続出したのが扶養義務放棄者の問題であった。ノルシェーピングの救貧統括官（fattigvårdadirektör）であるランドストレーム（Carl Landström）をはじめ多くの者が、リンドボムやパウリの留保意見に賛意を表し、扶養義務放棄の対象を拡大すると共に、犯罪化して警察で取り締まれるようにすべきとの意見が相次いだ。結局意見はまとまらず、議論そのものをもって結論とするヴィデーンの提案が通ることとなる（Förhandlingar-AF, s.195-211）。

最終的に、この会議では、最後の論点におけるように、会議での意見の総括は行われず、救貧連盟の法案に対する見解の表明は、執行委員会によって選任されたワーキング・グループでまとめられていくことになる¹⁸¹。作成されたレミス案は、11月15日の理事会で検討の上承認され、救貧連盟の正式の意見書となった（Styrelse 15/11 1915, §2）。

意見書の主な内容は、以下の通りである。

・第1条の義務的救貧の条項については、第二回救貧会議で指摘された通り、義務的救貧の対象が拡大されたことは評価するものの、そのため、その概念が不明確となった点が問題とされた。「またはそのほかの理由で」という表現では、救済のための前提条件を客観的に判断することは難しいのである。この区別が不明確なままであると、この区別を前提とする扶助籍権の獲得や救貧負担の扶助籍権のある自治体への代償請求、さらには扶養義務放棄者に対する妻子が受給した救貧費用の請求など他の規定をめぐっても救貧行政に悪影響を及ぼしてしまうので、もし明確とならなければ、義務的救貧と自発的救貧の区別をなくすことを検討する必要があることにも言及している。なお、年少を理由とする救済対象の年齢については、リンドボムやパウリの留保意見どおり、15歳でなく16歳未満とすることが求められた（Yttrande, s.322-3）。

・救貧監督官の設置に関しては、現行の県知事による監督が不十分であることは明らかであるとして、強く賛意が表明された。その上で、例えば施設の計画の認可などの権限を県知事から監督官に移すことなど、その権限強化を主張すると共に、委員会内でのパウリの留保意見を支持し、救貧指導員の増員を要求した（Yttrande, s.327-28）。

・扶助籍権については、連盟の内部で税登録をその獲得の前提条件とすることに強い反対が存在したが、意見書ではこの議論は押し出されなかった。それに対し、その獲得条件をより簡明にすることで、それをめぐる係争を軽減することが提唱された。具体的には、法案では、税登録してから少しでも義務的救貧を受けた場合、もしくは30日間以上の自発的救貧を受けた場合には、獲得できないとされていた。それに対し、条件を簡明にするため、自発的

救貧の受給を条件に含めないことを要求した（Yttrande, s.330-31）。ただし、会議では、30日間までの救貧受給は扶助籍権のある自治体に代償を請求できないとの規定が新たな係争を生む可能性があるとして指摘されたが、この代償請求の制限規定については修正が求められなかった。また、リンドブロムおよびパウリの留保意見を支持し、夫婦が別居し、婚姻関係が破綻している場合、妻には独立した扶助籍権が与えられるべきだと主張された（Yttrande, s.331）。

・扶養義務放棄者については、連盟内で法案への反対が多く出されていたことを反映してか、刑罰化が要求された。また、現行法では、妻子が一時的にも義務的救貧を受給した場合、扶養義務放棄者を救貧委員会の家父長権の下に置き、施設収用等の手続きを進めうることとなっていたが、法案では、救貧受給が一時的ではない場合のみ、同様の手続きが可能とされた。これを現行法通りに一時的な救済の場合も含め施設収容の対象とすることが要求された。さらに、強制労働を課す手続きの簡素化を進めて、取り締まりを一層強化する必要性が主張された（Yttrande, s.332-35）。

・他には、救貧委員会のメンバーに関しては、第12条で、性や階級に配慮すべきであるとして、女性が委員となるべきことを明示することを要求したことや、第13条で、救貧委員会の議論に牧師のみでなく医師の参加を可能とすべきと主張したことが注目される（Yttrande, s.336）。

救貧連盟の意見書の内容は、扶助籍権の扱いを除き、ほぼ救貧会議での議論の趨勢を反映したものであったと言えるであろう。それは、救貧指導員の増設、扶養義務放棄の犯罪化、別居中の妻に独自の扶助籍権を与えること、救貧委員会への女性の登用などの点を見る限り、元来の救貧法改正委員会の案よりは、リンドボムやパウリの留保意見に近い議論をしていることにも窺える。

③ 新救貧法の成立

こうして救貧法改正をめぐる様々な機関・団体より意見書が寄せられた。また、議会では、関連して多くの動議が提出されることとなる。第一次大戦中でもあり、政府・議会は多くの懸案事項を抱える中で、実際の審議は遅れた。この間に、救貧問題は農務省の管轄から内務省の管轄に移り、内務省で法案提出後の議論が検討され、その上で政府による議会への発議（proposition）がなされたのは、ようやく1918年2月のこととなった。しかし、こうして開始された議会での審議は早く進み、5月25日には両院で新しい救貧法制定が決議されるに至る。以下では、この新救貧法（SFS 1918:422）を、救貧法改正委員会案や救貧連盟での議論を照らし合わせて見て、注目すべき修正点をいくつか指摘しておく。

・第1条の義務的救貧の規定であるが、「またはその他の理由」という語句が削られ、その代わりに、「障害あるいは肉体的または精神的諸力の欠損（によって自活できない）」という語句が加えられた。年少が理由となる場合は、その年齢は16歳未満と規定された。

・こうして義務的救貧と自発的救貧の区別が委員会案より明確となったが、それと同時に、第49条では、扶助政権の獲得資格を失うのは義務的救貧を受給した場合であり、第50条で扶

養義務放棄によって救貧負担が生じた時、扶養義務放棄者に代償請求できるのはあくまでも義務的救貧のみが対象となる場合のみであることが明示された。こうして第1条の規定が、救貧連盟の意見書が指摘したように、扶助籍権の獲得や扶養義務放棄者をめぐって新たな自治体間の係争を引き起こす危険性は、一応は回避されたと思われる。

・救貧行政単位については、委員会案どおり、自治体が基本的な行政単位となり(5§)、そこには必ず救貧委員会が設置されるべきことが定められた(9§)。救貧委員会の委員や補助委員にはそれぞれ最低1名の女性が含まれるべきこととされた(11§ 1mom, 2mom)。また、牧師とならび医師の委員会での議論に参加する権利が認められた(13§)。救貧委員会の構成においては、救貧連盟の意見が取り入れられたと言い得るであろう。

・扶助籍権については、委員会案どおり、原則として当該自治体に税登録し、その後1年間救貧を受給しないことが獲得条件となった。ただし、その救貧は、当該自治体での義務的救貧あるいはそれ以外の自治体での自発的救貧を意味した(49§)。それゆえ、委員会案では、自発的救貧の受給に関しては、30日間以上の受給が獲得できない条件であったが、他の自治体からの受給のみとなったかわりに、期間の制限がなくなったわけである。救貧連盟の意見書では、当該自治体の義務的救貧のみの受給を獲得できない条件とすべきとしたが、自発的救貧の受給による制限は残ったこととなる。また、妻の扶助籍権は、当初の委員会案通りに、夫が移民している状況を除き、夫と同じであるとされ(47§ 1mom, 3mom)、別居(婚姻関係の実質的な破綻)の場合に独立して獲得するという救貧委員会の要求は受け入れられなかった。なお、子供は15歳より独立した扶助籍権が与えられるとの法案の規定は、義務的救貧の年少者の規定が16歳になったことに対応し、16歳からに改められた(47§ 2mom)。

・自治体間の代償義務については、上記の扶助籍権の規定の変更に合わせて50条では、30日間の代償請求はできないという項目が削除されたことや、当該自治体での救済が継続されている場合に半年毎にその費用を3か月以内に請求することなどを定めた法案57・58条が削除されたことが目につく。また、送還については、57条に自治体間で意見が相違する場合や救貧受給者の意思に反する場合、県知事が調査し、許可が出るまで送還されないとの条文が加わり、送還の実施を制限する方向性が見られた。

・自治体間の救貧負担の衡平を図るため、自治体、ランスタイング、国家の間で新たに役割分担を定めていくことに関しては、例えば、委員会案の第42条では、県やランスタイングの施設に貧民が収容される際の料金は、最低価格が適用されるとしていたのが、第40条と同様に、自治体が負担するのは費用の4分の3程度となるように修正された。また、委員会案では、扶助籍権を持つ土地を5年間離れ、その間救貧を受給しなかったものが救貧を受けた場合、その費用は国家が持つとされたが、5年ではなく3年間離れば、国家の負担となった(60§ 2mom)。このように細かい条項の修正はあったが、概ね救貧法改正員会案の通りとなった。

・救貧連盟は、意見書で扶養義務放棄を犯罪とすべきだと要求したが、受け入れられず、結局は、扶養義務放棄者は、法案どおりに社会に対する債務者と把握された。まずは、それによって生じた妻子の救貧費用を、支払い能力などを考慮に入れつつ、定期的に返済させ

ることが課題となった（64, 65§§）。次に返済が滞った場合、県知事に案件が持ち込まれて、救貧施設に収容してそこでの労働で返済させることとなる（67, 71, 74§§）。それでも従わない場合、警告が発せられ、最終的に強制労働施設に収容される（75§）。このように、法案で主張された方針が受け入れられ、段階的に対応する中で、少しでも扶養義務放棄者に義務を行使させることが目指されることとなった。

・救貧監督官の設置については、救貧法改正委員会の中で反対が出ていたが、これに関しても基本的に委員会案どおりとなった。ただし、県知事による自治体の救貧行政に対する監督を規定した法案第43条に、その任務を補助する者として救貧コンサルタント（*fattigvårdskonsulenter*）を規定した段落が付加された。この役職は、法案における救貧指導員に相当する。また、既に政府発議の段階で、全国を8つの地区に分けて救貧コンサルタントを置くことが提案された（K.proposition 1918:135, s.270）。基本的には、委員会案よりも救貧監督官の組織は拡充する方向で話が進んだと思われる。例えば、救貧監督官の設置を定めた法案第44条に対し、新救貧法では、その任務として労働施設に対する監督が挙げられ、その他の任務については別の規定で定められることも付け加えられた。さらに、このようにして設置された救貧監督官組織は、内務省の下に置かれ、ひとつの部局（*byrå*）を構成することとなった（Linders 1918, s.40）。救貧連盟は救貧監督官の権限や組織の拡充を望んだのであるが、この面では、法案段階に比してそのような方向で救貧法が成立したと言えるであろう。

④ 救貧連盟の対応

こうして5月25日に議会で新救貧法が採択された。その2日後の救貧連盟の執行委員会では、真っ先にこの件が取り上げられ、新救貧法成立は誠に祝うべきこと（*lyckönskningar*）と位置づけられることとなる（AU 27/5 1918, §1）。これは、先に見たように、扶養義務放棄者の扱いや扶助籍権などに見るように、必ずしもすべての要求が実現したわけではないが、『救貧連盟時報』での救貧法成立過程についての回顧の記事に見るように、救済権の確立や、救済内容の合理化、予防活動の重視等、これまで目指していたことが概ね達成できたと評価されたことによると思われる（“En återblick”, i: SFFT 1918:3-4:70）。

こうして救貧連盟は、新救貧法の成立を踏まえて、活動のあり方を見直すと共に、新しい救貧行政の円滑な運営を支援することを次の目標として定めることになる。例えば、同じ5月27日の執行委員会でフォン・コックは、国家によって救貧監督官や救貧コンサルタントが設置されることとなったのであるから、救貧連盟の救貧コンサルタントを廃止すべきであると主張した。さらに、救貧連盟の救貧問題での活動の重点を、今後、救貧職員養成のためのコースに移していくことを提案した¹⁸²。

救貧連盟の救貧コンサルタントについては、同日の議論の結果、1919年1月1日より活動をすべて国に任せることが決定され、その廃止が決定された。また、それに伴い、救貧コンサルタントであるノルグレン（A.W. Norgren）の解雇が決まった（AU 27/5 1918, §6）。しかしその後、初代の国家救貧監督官に就任することになったのは、フォン・コックであった。彼は、救

貧連盟との緊密な連携を維持するため、執行委員会の委員長の地位を保持したまま、それに就任することとなる¹⁸³。

フォン・コックが、執行委員会で救貧職員（施設長）の養成を重視せよと主張したのは、新救貧法体制を現場で支える人材の育成が重要であると考えたからであった。同日の執行委員会では、11月4日から16日の期間に、救貧委員会委員などより広く救貧に従事する者を対象としたコースを、ストックホルムで開催することが決定された（AU 27/5 1918, §11; SFFT 1918:3-4:80）。また、新救貧法で何がどのように変わったかの情報を救貧行政の現場に浸透させることが求められたが、新救貧法の内容の検討は、翌年にかけてノルシェーピング（Norrköping）を端緒として各地で開催された救貧コンファレンスなどでもプログラムに取り上げられることとなる（AU 27/5 1918, §16; ÅB 1919:6-7）。一方、新救貧法の成立が間近に迫っているとの認識から、成立前の18年2月に救貧法改正委員会のメンバーでもあるリンデッシュの手によるハンドブック（Linders 1918）の発行が決定されていた（AU 4/2 1918, §3）。このハンドブックは、年内には1,600部が救貧連盟を通じて各地・各所に配布されることとなる（ÅB 1918:11）。さらに、5月27日の執行委員会では、新救貧法に対応した様々な救貧行政文書の書式を作成するため、アクセル・ヒルシュを中心とした委員会が選任された¹⁸⁴。

ところで、本稿第4節の末尾で述べたように、1912年の規約改正により、救貧連盟は、救貧と児童福祉という二つの活動の中心を持つ組織に転換していた。そこに、このように当初の目標であった救貧法改革がひとまず実現し、精力を傾けてきた救貧コンサルタント活動も廃止されることとなった。その一方で、1917年に婚外子法が成立し、救貧法改正委員会によって、これまでの児童立法を見直し、新たな包括的な児童立法を制定する作業が本格的に取り組まれるようになると、活動に占める児童福祉の比重は一層増していくこととなる。次節では、こうした状況を見ることとする。

Abstract

Svenska fattigvårdsförbundet is known as the influential pressure group which had played an important role in establishment of the poor law of 1918. Its activities for child welfare has also attracted attention because of its remarkable contribution to the development of child welfare in Sweden. But man has not sufficiently scrutinized for which purposes this organization was established or how and what kind of activities this organization had developed. In this article we try to grasp whole aspect of this organization through examining the problems this organization took and the activities that unfolded. In that way we want to elucidate which role Svenska fattigvårdsförbundet had played in the formation of the Swedish welfare state. In this part of this article we grasp how this organization participated in the formation of Swedish national pensions and the establishment of the poor law of 1918. And we consider how it developed its activities through this process.

Keywords: Sweden, Poor Law, Svenska Fattigvårdsförbundet, Poor-relief Administration, Social Insurance, National Pension, Right to relief

- 148) ただし、法案作成の過程で、救貧法改正委員会のメンバーを代表としてヴィデー (J. Widén) 及びリンデッシュ (J. Linders) と協議が行われたことが、報告書序文で述べられている。Ålderdomsförsäkring, s. vii.
- 149) Ålderdomsförsäkring, s.40-41, 58. これまでの研究では、スウェーデンの老齢年金が国民年金として成立した歴史的背景として、後発資本主義国であり、農民に代表される、いわゆる旧中間層の利害が強かったことが指摘される。例えば、Elmér 1960, s.18,22; Edebalk 1996, s.76; Åmark 2005, s.50. そうした後進性のために、労働者問題の解決として年金制度の成立が切実な問題としてなかなか認識されなかったことについては、Englund 1976を参照。しかし、成立過程で国民を対象とするに当たり、女性（特に主婦）も対象とすべきことが強調されたこともスウェーデン社会の特質を考える上で留意すべきことであろう。
- 150) Ålderdomsförsäkring, s.43. デンマークの高齢者扶助制度については、とりあえず、石原 2017, 43頁を参照。なお、報告書には、全国民を対象とし、在職期間中に原則としてすべての者が保険料を拠出するが、60歳以上の困窮した者（機械的に所得額によって判定）のみが年金を受給するというラープ案について言及はない。しかし、拠出と受給の間につながりがなく、負担する者と受給する者の利害の対立が生じうるといった問題点は指摘できるであろう。
- 151) 67歳の設定は、比較的高いスウェーデン人の平均寿命から言えば、65歳より高く設定するのが望ましいが、70歳は高すぎるとの委員会の考えを反映していた。また、国家官吏の年金受給も67歳からであったことも一つの要因であった。Ålderdomsförsäkring, s.51.
- 152) Kungl. Maj:ts nåd. proposition Nr. 176, (anslag till bestridande av kostnaderna för en allmän pensionsförsäkring m. m.).
- 153) ただし、官吏や軍人、聖職者など既に独自の年金制度に加盟している者やその妻は、加入義務を免れた (5§).
- 154) 委員会委員長のリンドステットによる法案を解説したパンフレットの以下の部分を参照。Lindsted 1914, s.21-25.
- 155) Ålderdomsförsäkring, s.51. それに対し、生活すべてを救貧受給に頼る場合、その救貧支給額の全国平均は、178クローネであった
- 156) この数字は、Tab.193, Fattigvården åren 1874-1917, *Statistisk årsbok* 1920による。それゆえ、現実には、救貧支給額よりも年金額が低いことはしばしば問題にされることとなる。エルメールによれば、議会での法案の審議の際には、特に社会民主党の左派がこの点を問題にした。Elmér 1960, s.32.
- 157) 第一院では、政府案をもとに各方面からの意見書を加味した院内委員会 (Utskott) 案に対し、賛成111票・反対28票であった (FK 1913:101)。第2院では、全体の趣旨を反映した第1条をめぐる投票では、賛成172票・反対25票であった (AK 1913:89-90)。
- 158) AU 7/1 1913, §3. 彼女の論考はパンフレットではなく、最新の『社会時報』に掲載されることとなった。Pauli, Ebba, "Allmän pensionsförsäkring", ST 1912:10.
- 159) 例えば、G.H. von Koch, "I dagens frågor", i: ST 1913:1; G.H. von Koch, "Den stora frågan", i: ST 1913:4; "Ett nytt förslag till lag om allmän pensionsförsäkring", i: ST 1913:4; "Det stora pensionsförsäkringsförslaget", i: SFFT 1912:6. それらは、年金法案に対し批判的であり、そこで出された論点の殆どは、以下に述べる年金法案をめぐる2月3日の会議で繰り返されることとなる。
- 160) この会議の議事録 (Förhandlingar-PF) は、会議後まもなく公開されている。『救貧連盟時報』でも講演やそれに続く議論が掲載された。"Förhandlingarna vid Svenska Fattigvårdsförbundets möte för behandling av pensionsförsäkringsfrågan", i: SFFT 1913:1-2.
- 161) Förhandlingar-PF, s.28-30. 提案された年金が自助を損なうものであり、特に付加年金は救貧の性格をもつとの指摘は、前掲のパウリ論文以来、救貧連盟による法案に対する論評で主要な批判点となっている。例えば、Pauli, "Allmän pensionsförsäkring", ST 1912:10, s.443-56; G.H. von Koch, "I dagens frågor", i: ST 1913:1, s.45-46; G.H. von Koch, "Den stora frågan", i: ST 1913:4, s.166-68; "Det

- stora pensionsförsäkringsförslaget”, i: SFFT 1912:6, s.332-44.
- 162) この議論は、下記に述べるように、「廃疾」の概念が不明確であることに関わっている。
- 163) 意見書は、次のように『救貧連盟時報』に掲載されている。“Svenska fattigvårdsförbundets arbetsutskotts skrivelse till Kungl.Maj:t rörande kommittébetänkandet om allmän pensionsförsäkring”, i: SFFT 1913:1-2.
- 164) フォン・コックは、国民年金法が政党の枠を超えて多数で採択された状況を以下のように分析している。政権与党で法案を提出した自由統一党は、数々の社会政策立法案（最低賃金・最大労働日、ストライキ破りを保護する機能をもったオーカルプ [Åkarp] 法の緩和等）が否決される中、何とか実現にこぎつけたかった。保守党は、元来その政権の下で法案作成委員会を選任したのであり、使用者の拠出なく労働者の状況改善を実現しうることの法案に利点を見出した。社会民主党は、党首自ら法案作成に関わったのであり、年金制度導入によって救貧への依存を軽減することは望ましいことと考えていた。さらに、すべての党について、翌年の総選挙を控え、法案否決の責任を取りたくないという事情が存在した。また、特に地方や農民の利害にとり、年金制度の導入によって自治体の救貧負担の軽減が見込まれることは願ってもないことであった。フォン・コックは、このように諸政治勢力の妥協と打算の下に国民年金が成立したと述べている。von Koch, G.H., “I dagens frågor”, i: ST 1913:5:253-254. 社会政策学者エーデバルクは、農民利害にとっては、使用者の立場にある場合に拠出がなく、労働者保険ではないので、自身が保険の対象となったことで、この国民年金保険のメリットが大きかったこと。工業利害にとっても、使用者拠出がなかったことが魅力であったことを指摘している。Edebalk 1995, s.271; Edebalk 1996, s.76-77.
- 165) 例えば、9条では、1か月以上の自由刑を受けた者あるいは強制労働施設に収容されていた者は、付加年金の受給資格を失うことが定められた。戦間期に至るスウェーデンの社会保険には、おしなべて道徳教育あるいは規律化のモメントが含有されていたことについては、Berge 1995を参照。
- 166) この制度は、年金生活者が困窮して救貧に頼らざるを得なくなる状況に対し、それを救済することが目的であった。救貧に代わり救貧の性格をもたぬ扶助として位置づけられた。実際の所、この制度は、後述する救貧法の改正に付随して成立したものであった。Linders 1918, s.101-06. しかし、あくまでも自治体の判断であり、支給額も定められなかった。Elmér s.208-09; SFFT 1920:2-3:43-44.
- 167) 年金制度の問題点については、Höjer, Karl J., “Striden om den svenska pensions-försäkringen I, II”, i: SFFT 1924:4; SFFT 1924:5を参照。
- 168) ちなみに、1935年の年金改革で拠出年金の財源に税金が導入され、給付額の改善が試みられた。それに続く46年の改革で付加年金は廃止され、均一給付型の拠出年金に一本化された。しかも、一層の税金の投入により、給付水準は大きく改善されることとなる。これらの改革を通じて、救貧受給者の人口比は、40年代に顕著な減少傾向を示す。1940年代初めにはまだ8%を超えていたが、50年代初めには4%ほどとなったのである。“Antalet understödda personer i % av folkmängdenåren 1940-51, i: SOS:Fattigvården 1951, s.20. これは、年金給付が実質な意味を持つようになり、多くの者が救貧に頼らなくても済む状況になっていったことを示すであろう。また、付加年金の廃止により給付の際に所得や資産状況が問われることがなくなり、救貧制度との制度的な差は明確となった。戦間期から第二次世界大戦後の時期は、失業保険や健康保険など他の社会保険制度が整備された時期でもあった。それゆえ、この時期にやっと、救貧連盟が望んでいたように、社会保険制度が社会の主要なセーフティ・ネットとしての機能を確立し、社会保険制度と救貧制度が棲み分けられる状況となったと言えよう。それと同時に、これらの改革は、誰でも受給できることを標榜し、救貧連盟がこだわり続けた、年金受給資格における道徳的規準の撤廃を意味したことも留意されるべきである。Hagen 2017, p.37.
- 169) この点では、1871年救貧法と同じであった。同法でも第1章の後半部分は、扶養義務の規定である。
- 170) Del 1:Avd.2, s.376-77. 給与の天引きや移民の禁止は、救貧法改正にともなって成立した別の法律で定められることとなる。Lag om införsel i avlöning, pension eller livsränta (SFS 1917:424); Lag om ändrad lydelse av 1§ i lagen den 14 juni 1917 om förbud för vissa underhållsskyldiga att avflytta från riket

- (SFS 1917:426).
- 171) 規則案は、救貧委員会の組織、運営の他、救済の申請方法や実施方法など、その活動を体系的に規定したものとなっている。Del 1:Avd.1, s.45-63.
 - 172) アルコール患者の場合、既に1913年に成立したアルコール患者取扱法 (lag om behandling af alkoholister) により、自発的な方策によって対応できなければ、施設に強制収容できるようになっていた。この法律も救貧法改正委員会が作成した法案に基づいて成立した。Del 1:Avd.2, s.151.
 - 173) 作家イヴァール・ロー＝ヨハンソンは、1940年代末にスウェーデン各地でこの救貧施設を訪れた。それらの訪問の際に撮影した生々しい写真を添え、老人に限らず様々な種類の貧民が一緒くたに詰め込まれたこの施設の非人間的状況を糾弾するルポルタージュを発表し、社会的なセンセーションを巻き起こすこととなる (Lo-Johansson 1949及びその増補改訂版の邦訳としてロー＝ヨハンソン2013を参照)。しかし、この施設こそが、1918年の救貧法で各自治体への設置が義務づけられた *älderdomshem* なのであり、元来老人のみの収容を意図したものではなかったことが留意されるべきであろう。
 - 174) Avd.2, s.273-74. 実際、1915年に婚姻法が改正され、離婚は、それまで姦通か遺棄によってのみ可能であったが、無過失でも配偶者双方がそれを望めば離婚できるようになった、配偶者の一方のみがそれを望んだ場合でも、扶養義務の放棄、アルコール中毒等の理由で婚姻が修復不可能であると判断されれば離婚は可能となった。後に述べるように、こうした婚姻関係のリベラル化は、北欧三国で歩調を合わせて進められた。この時期に進んだ女性の法的地位の改善については、とりあえず、“Skilsmisse i Norden: Liberalisering-og innstramning”, i: Melby 2006; Carlsson Wetterberg 2013 (邦訳: カールソン・ヴェッテルベリイ 2013) を参照されたい。
 - 175) 救貧監督官と救貧指導員の指図書案は、以下の通りである。“Förslag till instruktion för statens fattigvårdsinspektör”, och “Förslag till instruktion för statens fattigvårdsinstruktör”, i: Del 1: Avd.1, s.76-82.
 - 176) 様々な課税 (特に臨時課税) の際に、一定の所得・資産に対しどれだけの課税が課せられるかが問題となる。その際の基準となる所得・資産を指す。Nordisk familjebok, 1905, s.190-91.
 - 177) これらの諸機関・諸団体の法案に対する意見書は、Yttrandeとして一冊の書物にまとめられた。
 - 178) 開催は、執行委員会 (AU 3/3 1915, § 6) で提起され、理事会 (Styrelse 8/3 1915, § 6) で決定された。救貧会議の議事録は、Förhandlingar-AFとして公刊された。会議で行われた講演・議論の概要は、『救貧連盟時報』でも伝えられている。“Kongressen”, i: SFFT 1915:4:115-28.
 - 179) 1836年生まれで、ウプサラ大学の神学教授を務め、ヴィスビイ (Visby) 監督官区 (stiftelse) の監督 (biskop) であり、かつ身分制議会の最後の時期からの国会 (貴族院・第二院) 議員であった。身分議会解体に賛成票を投じている。Nordisk Familjbok 1916, s.980-81.
 - 180) 法案に先述したような留保意見を付与したパウリが、義務的救済の対象で「年少者」を15歳未満ではなく、16歳未満とすべきという内容でスピーチを行うはずであったが、病気で欠席した。しかし、議事録には、行われるはずであったこの講演が収録されている。Förhandlingar-AF, s.84-86
 - 181) Styrelse 4/10 1915, § 7. ワーキング・グループのメンバーは、フォン・コック、ヤコブ・ペッターシューン、ノルドフェルト、アクセル・ヒルシュ (Axel Hirsch) など9名であった。
 - 182) AU 27/5 1918, § 4. なお、政府発議の中で、救貧監督官や指導員の設置についての具体的な提案が存在したが、それをアクセル・ヒルシュ (Axel Hirsch) は、救貧連盟の救貧コンサルタントの活動の延長にあるものと把握している。SFFT:1918:1:31
 - 183) 組織の内部にあって、救貧連盟の救貧問題に関わる活動を実質的に指導していく役割は、フォン・コックに代わり、アクセル・ヒルシュが担うこととなった。AU 25/10 1918, § 2. なお、救貧連盟の救貧コンサルタントを解雇されたノルグレンは、新たに任命された名の国家救貧コンサルタントの1人に任命されている。SFFT 1919:1:4. 救貧監督官との連携ということ言えば、救貧連盟を代表してアクセル・ヒルシュが、救貧監督官と救貧コンサルタントの会議に頻繁に出席している。例えば、“Överläggningarna mellan statens fattigvårdsinspektör och fattigvårdskonsulenterna år

1923”, i: SFFT 1923:2:73を参照.

- 180) AU 27/5 1918, §10. もちろん, 現場レベルでの新救貧法の円滑な施行の課題は国家救貧監督官も認識しており, 設置まもなく各県を通じて県下の救貧委員会に, 新救貧法実施に伴う業務の変更について周知の徹底が図られた. SFFT 1919:6:187. さらに新救貧法実施から一定期間経過した1921年には, 全国の救貧従事者に対し, 1) 救貧受給者の社会における地位についての理解の変化, 2) 地域における救貧問題への関心, 3) 救貧委員会の活動状況, 4) 望まれる改善点をめぐってアンケートが行われた. その結果は, 『救貧連盟時報』に数回に分けて連載されている. SFFT 1921:3; 1921:5; 1921:6; 1922:1-2; 1922:3. これは, 新救貧法の円滑な実施を確認すると共に, 新たな問題状況を把握しようとしたものとして注目されるであろう.

参 考 文 献

文書館史料)

Svenska fattigvårdsförbundets (Svenska socialvårdsförbundets) arkiv: Riksarkivet

A: Protokoll

A1a Styrelsens protokoll [Styrelse] (以下, 本文中の略号は [] で表す)

A2a Arbetsutskottets protokoll [AU]

B: Konzept

B1:2 Årsberättelser [ÅB]

同時代文献)

救貧連盟発行文献

[Förhandlingar-PF] *Förhandlingar vid Svenska fattigvårdsförbundets möte för behandling av pensionsförsäkringsfrågan*, Stockholm 1913.

[Förhandlingar-AF] *Förhandlingarna vid andra allmänna svenska fattigvårdskongressen i Stockholm den 14-16 juni 1915*, utgivna av Svenska fattigvårdsförbundet genom Axel Hirsch, Stockholm 1915.

Linders, Jacob, *Lag om fattigvården den 14 juni 1918 och andra författningar, som beröra fattigvårdsstyrelsernas verksamhet med förklaringar, hänvisningar och sakregister*, Stockholm 1918.

雑誌

Social tidskrift [ST]

Svenska fattigvårdsförbundets tidskrift [SFFT]

Tidskrift för barnavård och ungdomsskydd

Vårdarebladet

議会関係

[K.propositon 1918:135] Kungl. Maj:ts nådiga proposition till riksdagen med förslag till lag om fattigvård m.m.; med given Stockholms slott den 8 februari 1918 (Kungl. Maj:ts proposition Nr. 135), i: *Bihang till riksdagens protokoll* 1918, 1 saml. 120 häfte.

[FK 1913] *Riksdagens protokoll vid lagtima årsmöte 1913, Första kammaren, IV, Nr. 34.*

[AK 1913] *Riksdagens protokoll vid lagtima årsmöte 1913, Andra kammaren, VI, Nr. 48.*

その他

Bihang till riksdagens protokoll vid lagtima riksdagen i Stockholm år 1913, Samling 1, Bd.7, Stockholm 1913.

[Del 1: Avd.1, Avd.2] *Fattigvårdslagstiftningskommitténs betänkanden II. Fattigvårdslagstiftningen, Del I, Förslag till lag om fattigvården, Afd.1. Lagförslag, Reglementen m.m., Afd.2. Motioner och reservationer*, Stockholm 1915.

[Del 2] *Fattigvårdslagstiftningskommitténs betänkanden II. Fattigvårdslagstiftningen, Del II, Översikt af den svenska fattigvårdens historia intill Kungl.Förordningen angående fattigvården den 9 juni 1871 av G. Linderstedt*, Stockholm 1915.

[Del 3] *Fattigvårdslagstiftningskommitténs betänkanden II. Fattigvårdslagstiftningen, Del III, Statistiska undersökningar rörande den svenska fattigvården på kommitténs föranstaltande utförda av Theofil Andersson*, Stockholm 1915.

Linders, Jacob, *Lag om fattigvården den 14 juni 1918 och andra författningar, som beröra fattigvårdsstyrelsernas verksamhet*, Stockholm 1918.

Lindstedt, A. & Marcus, M., *Lag om allmän pensionsförsäkring den 30 juni 1913. Med anmärkningar, historik och sakregister*, Stockholm 1914.

[Yttrande] *Yttrande i anledning av fattigvårdslagstiftningskommitténs betänlande den 19 februari 1915 angående fattigvårdslagstiftningen*, Stockholm 1917.

[Ålderdomsförsäkring] *Ålderdomsförsäkringskommittén, Del I, Betänkande och förslag angående allmän pensionsförsäkring*, Stockholm 1912.

法令)

[SFS] Svenska författningssamling¹⁸⁵

1871年救貧法：Kungl. Maj: ts nådiga förordning angående fattigvården gifven Stockholms slott den 9 juni 1871, i: *Svenska författningssamling* 1871:33.

国民年金法：Lag om allmänna pensionsförsäkring; gifven Stockholms slott den 30 juni 1913, i: *Svenska författningssamling* 1913:120.

1918年救貧法：Lag om fattigvården; gifven Stockholms slott den 14 juni 1918, i: *Svenska författningssamling* 1918:422.

二次文献)

Berge, Anders, *Medborgarrätt och egenansvar. De sociala försäkringarna i Sverige 1901-1935*, Lund 1995.

Carlsson Wetterberg, Christina, "Gender Equality and the Welfare State. Debates on Marriage Law Reform in Sweden at the Beginning of the 20th Century", in: Meder, Mecke eds., *Family Law in Early Women's Rights Debates. Western Europe and the United States in the 19th and early 20th Centuries*, Köln 2013. (クリスティーナ・カールソン・ヴェッテルベリイ「ジェンダー間の平等と福祉国家：20世紀初頭スウェーデンにおける婚姻法をめぐる議論」[石原俊時訳], Discussion Paper, CIRJE-J-251, 2013)

Edebalk, Per Gunnar, "Fattigvårdsfolket och pensionsstriden 1912-13", i: *Socialvetenskaplig tidskrift* 1995:3.

Edebalk, Per Gunnar, *Välfärdsstaten träder fram: svensk socialförsäkring 1884-1955*, Lund 1996.

Elmér, Åke, *Folkpensioneringen i Sverige. Med särskild hänsyn till ålderspensioneringen*, Lund 1960.

Englund, Karl, *Arbetarförsäkringsfrågan i svensk politik 1884-1901*, Uppsala 1976.

Hagen, Johannes, "Pension principles in the Swedish pension system", in: *Scandinavian Economic History Review*, Vol.65:1, 2017.

Lo-Johansson, Ivar, *Ålderdom*, Stockholm 1949. (ロー＝ヨハンソン, イーヴァル『スウェーデン：高齢者福祉改革の原点』[西下彰俊他訳] 新評論 2013年)

Melby, Kari, Pylkkänen, Anu, Rosenbeck, Bente & Carlsson Wetterberg, Christina, *Inte ett ord om kärlek:*

Äktenskap och politik i Norden ca 1850-1930, Göteborg 2006.

Nordisk familjebok, Vol.3/24, Stockholm 1905/1916.

[SOS:Fattigvård 1951] Socialstyrelsen, *Sveriges Officiella Statistik: Fattigvården* år 1951, Stockholm 1953.

Statistisk årsbok för Sverige, Stockholm 1914-.

Åmark, Klas, *Hundra år av välfärdspolitik. Välfärdsstatens framväxt i Norge och Sverige*, Umeå 2005.

石原俊時「スウェーデン救貧連盟とその諸活動（2）」『経済学論集』第81巻・第2号，2017年

本稿は，平成26－28年度科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号26380420）および平成29－31年度科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号17K03831）に基づく研究成果の一部である。

[東京大学大学院経済学研究科教授]